

昭和初年における片倉製糸の繭集荷機構

——片倉の長野県諏訪郡内製糸工場を事例として——

高 梨 健 司

はじめに

本稿の目的は、長野県諏訪郡内にある片倉製糸の4工場、即ち川岸製糸所（川岸村）、平野製糸所（平野村）、尾沢製糸所（平野村）、下諏訪製糸所（下諏訪町）の繭集荷機構の実態分析を通じて、その特質を明らかにすることである。

分析対象時期は昭和初年に限定し、言わば片倉製糸が特約取引を全面的に展開して、特約取引による原料繭調達体制を確立させる直前の時期である。とはいえ、片倉製糸の特約取引には地域差があり、西日本特に中国、九州地方の製糸工場では繭取引の過半を特約組合から購入していたのに対し、関東・長野県製糸工場では特約取引は漸く緒に就いたばかりの状態であった。その後急速に東日本各地の片倉製糸の工場においても特約取引が増大して地域差はなくなり、平準化していく¹⁾。東日本各地の片倉製糸の工場の特約取引が急増していくためには、言わばその準備段階において蚕業組織の系統化や特約組合に対する施設整備などが不可欠であった。本稿では、これらの点を繭集荷機構に則して究明していく。従来こうした片倉製糸の蚕業政策についての研究は不十分であったといえよう。

また片倉製糸の諏訪郡内4工場は、購繭地域を県外に求めていることが多かった。このため片倉の各製糸所は遠隔地に購繭出張所を設置し、その管轄下にある数多の繭買入所を通じて購入した繭を購繭出張所に集め、これを乾

燥の上、所属製糸所に送っていた。したがって、遠隔地の購繭出張所には乾繭装置を設備する必要があったのである。本稿では、片倉製糸の購繭出張所（及び繭買入所）の実態、即ち敷地面積や建物の規模のほか、購繭規模や付属施設、特に乾繭装置の種類、性能などについて明らかにしていきたい。

高級糸生産に不可欠な労働手段として多条繰糸機の役割が、高く評価されてきた²⁾。片倉製糸が1920年代に多条繰糸機の試験研究段階から本格的な実用段階に移行する期間は、同時に製糸工程、特に繰糸工程の前段階、即ち前処理工程にあたる乾繭・煮繭工程において著しい技術進歩がみられたのである³⁾。繭質と生糸の品質及び製糸効率を高める上で、煮繭と乾繭の適否が密接な関係をもつという認識が高まり、煮繭工程においては煮繰分業の急増と共に進行式煮繭機が発明され、乾繭工程においては従来の火熱方式から乾燥温湿度調節の容易な汽熱方式の乾燥機が普及するようになった。

大正14年7月25日社長片倉兼太郎から各製糸所長へ宛てた「業務上ニ関スル注意事項」の中で、「乾繭設備並ニ処理方法ノ適否ハ原料価値ヲ保全スル上ニ於テ最モ重要ナル事ニ属シ之レカ設備ニ欠クル所アルカ或ハ処理方法ヲ誤ランカ如何ニ有利ニ購繭ヲナシ得タリトスルモ繭質ヲ損傷シ解舒ヲ不良ナラシメ糸歩ヲ減少シ延イテ生産能率ヲ低減シ糸質ニ障碍ヲ及ス等其影響スル所蓋シ予想外ニ大ナルモノアルヘシ」⁴⁾と強調していた。乾繭の目的が単に従来の殺蛹・貯繭の手段から、「繰糸の準備行程」⁵⁾となったといわれる由縁である。片倉製糸においては、大正末から昭和初年にかけて乾燥機を火熱帯川三光式から汽熱二段式に改造すると共に、ドイツ式・ハース式・青山式等の乾燥機を大宮製糸所に設置し、次いで更に高度の乾燥理論の立脚したイオン式、アドソール式乾燥装置を一部工場に実験的に採用した。また棚差式を自動輸送式に改良した大和式六段型、さらには昭和5年以降大和式八段型の採用が進む⁶⁾。本稿では、この推移を上記片倉製糸4工場及び各所属購繭出張所を事例に再検討する。

大正末年には、汽熱式以外の繭乾燥方式は一部の小製糸を除いて姿を消し

たといわれるが⁷⁾、本位田祥男氏は昭和5年度の蚕糸局の「実態調査」にもとづき、汽熱乾燥工場は全体の6割強にとどまることを指摘している⁸⁾。また片倉製糸と同様、信州諏訪系製糸資本であり、片倉製糸に次ぐ生産規模であったが、昭和7年に没落した山十製糸が他社に較べて最も遜色のあった乾燥設備（製糸設備と共に）は、山十式火力乾燥機を主としていたという⁹⁾。以上のことから、組合製糸を含む小製糸以外にも山十製糸の如き大製糸を含めて火熱式乾燥機の使用が相当数あったことが考えられる。また、山十製糸は、「全国704ヶ所の繭市場や繭仲買人の手を経た生繭取引」の「不備欠陥ノ多キ取引ノ方法」に泥んでいたため、繭の委託乾燥料の過多や購繭経費の過重、生繭業者口銭の不当支払などさまざまな弊害を生じていたという¹⁰⁾。片倉製糸の繭集荷機構の検討は、片倉の製糸経営の特質の一端を明らかにすると同時に、山十製糸との経営構造の違いが浮き彫りになろう。

最後に、片倉の諏訪郡内4製糸工場間の、特に長野県内及び隣接諸県における購繭地盤と女工募集地盤の分割及び両地盤の関係についても言及したい。

1. 川岸製糸所

(1) 購繭出張所（部内）の土地

川岸製糸所所属の購繭出張所は、第1表に示すように、昭和2年に伊那出張所（長野県上伊那郡伊那町）、赤穂出張所（長野県上伊那郡赤穂村）、木曾福島出張所（長野県西筑摩郡福島町）、千葉出張所（千葉県千葉市）、佐原出張所（千葉県佐原町）、下館出張所（茨城県下館町）、秋田出張所（秋田県秋田市）、福山出張所（広島県福山市）からなり、それに大井出張所（岐阜県大井町）が昭和4年5月25日に瑞浪製糸所より川岸製糸所に移管される¹¹⁾。その後、川岸製糸所所属の中津川出張所の新設や福山出張所、大井出張所などの所管変更・処分が生じたようである¹²⁾。

川岸製糸所所属の購繭出張所は、長野県内では南信地方のほか、関東諸県

第1表 川岸製糸所所属出張所の土地（昭和2，4年）

	昭和2年		昭和4年		備考 (昭和4年度の増減)
	所有地・ 借地別	面積	所有地・ 借地別	面積	
伊那出張所	所有地	931.26 ^坪 (内, 畑463.00)	所有地	931.26 ^坪 (内, 畑463.00)	増減なし
赤穂出張所	所有地	—	所有地	108.57 ^坪	108.57増
	借地	122.00	借地	—	122.00減
木曾福島部 出張所内	所有地	30.00	所有地	303.47	273.47増
	借地	502.63	借地	229.16	273.47減
千葉出張所 部 内	所有地	741.00 (内, 田87.00)	所有地	753.55 (内, 田8.00)	12.55増
	借地	318.72	借地	318.72	増減なし
佐原出張所 部 内	所有地	492.00	所有地	492.00	〃
	借地	212.00 (内, 田132.00)	借地	—	〃
下館出張所	所有地	—	所有地	2,304.66 ^坪 (内, 田113.00 畑2,170.00)	2,304.66増
	借地	399.18	借地	6.60 (内, 田6.60)	392.58減
福山出張所	所有地	571.60	所有地	571.60	増減なし
	借地	—	借地	248.00 (内, 田248.00)	248.00増
秋田出張所 部 内	所有地	908.84 (内, 畑84.00)	所有地	908.84 (内, 畑84.00)	増減なし
大井出張所	—	—	借地	319.20 (内, 田227.00)	〃
計		5,229.23		7,495.63	

(注)(1) 各出張所の「部内」表示は、昭和2年のもの。

(2) 各年12月31日現在

(資料) 「昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課」, 「昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社」より作成。

(千葉県、茨城県)、東北秋田県、中国地方広島県、それに岐阜県の6県に亘っており、片倉の製糸工場の中で最も広域から購繭している。

昭和2年に、川岸製糸所所属購繭出張所8ヶ所合わせて敷地面積5,229.23坪¹³⁾、このうち片倉の所有地が7割、借地が3割であった。所有地のうち、田畑が合わせて634坪(登記上、以下同)を含む。赤穂出張所と下館出張所の敷地すべてと木曽福島出張所の殆ど大部分が借地であり、また千葉出張所と佐原出張所の3割が借地であった。借入先は、特定できない。敷地が所有地のみであったのは、伊那出張所、福山出張所、秋田出張所の3ヶ所に限られる。昭和4年になると、大井出張所を加えて川岸製糸所所属の購繭出張所9ヶ所の敷地面積は、合わせて7,495.63坪、前々年に較べて2,266.4坪増加する。所有地と借地の割合は、前者が85%、後者が15%である。昭和2年から同4年にかけて購繭出張所の敷地面積増加は、所有地であった。所有地のうち、田畑合わせて2,838坪を含む。昭和4年に購繭出張所の敷地が借地のみであるのは、大井出張所に限られる。赤穂出張所の敷地は、同年それまでの借地から所有地に変わる。赤穂出張所に関しては、昭和4年6月8日開催の取締役会に宅地108.57坪(代金5,428円)の「赤穂出張所買収ノ件」が上呈されていた¹⁴⁾。昭和2～4年に、木曽福島出張所(部内)の敷地は借地が半減し、所有地が大幅に増加する。既に敷地がすべて片倉の所有地であった伊那出張所を除き、南信地方の赤穂・木曽福島両出張所の敷地所有化が進む。

関東地方の購繭出張所も基本的に同様である。とりわけ下館出張所は同期間に所有地が2千坪を越え、その9割以上が畑地であった。下館出張所の借地は激減し、僅か6.6坪にすぎない。昭和4年に川岸製糸所所属の購繭出張所利用の敷地拡大は、大方この下館出張所の所有地増加による。昭和3年末に下館出張所(本家、炊事場、釜場、汽罐、煙突、乾燥機共)の新設が取締役会に提案され、翌年1月に再度取締役会において審議し、可決をみている。下館出張所の事業拡大に伴う、移転・新築であろう。この点は後述。関東地

方の他の2出張所については、千葉出張所の所有地微増と佐原出張所の借地喪失が生じている。後者に関しては、昭和3年に生じたようであるが、詳細は不明である。昭和2年10月28日開催の取締役会において、佐原出張所申請の模範桑園設置について審議している¹⁵⁾。

福山出張所は、昭和4年に所有地面積には変化なく、借地が248坪（田地のみ）増加し、双方併せて8百坪を越えるまでになる。川岸製糸所管内では同期間に借地の増大は、福山出張所のみである。瑞浪製糸所より川岸製糸所に移管した大井出張所は、引き続きすべて借地（この内、7割が田地）である。この期間に秋田出張所（部内）の敷地面積に変化はないが、昭和3年4月8日開催の取締役会において、秋田出張所の敷地凡50坪を片倉生命保険会社へ賃貸（坪月額50銭）する件について議論している¹⁶⁾。

（2）購繭出張所（部内）の建物

第2表は、昭和2～4年における川岸製糸所所属の購繭出張所（部内）建物の建坪・延坪を示す。川岸製糸所所属購繭出張所（部内）8ヶ所乃至9ヶ所合わせて、昭和2年に建坪1,992.15坪（延坪3,222.38坪）、大井出張所が加わった翌々年には建坪2,480.21坪（延坪4,027.57坪）に拡大する。大井出張所の川岸製糸所移管以上に建坪、延坪共に増加する。

購繭出張所毎についてみると、木曽福島・福山・下館・佐原・千葉・秋田各出張所は、建坪・延坪いずれも増大するが、伊那・赤穂両出張所の建坪に変化はないものの、延坪は20坪前後減少する。木曽福島・福山・佐原・秋田各出張所は、昭和3、4年連続して建坪にして数坪から十数坪乃至数十坪の増改築が行われていた。秋田出張所の改築工事に関しては、既に大正15年4月28日開催の取締役会に乾燥室28坪（3.5間×8間）増設と蒸殺室及び汽罐位置変更（工事費4,417円）の件が上呈されていた¹⁷⁾。この案件は承認されなかったのか、或いは更に増改築を進めようとしたのか、昭和4年10月28日の取締役会においてトタン葺2階建乾燥場延坪57坪、トタン葺平家庇繭取

第2表 川岸製糸所所属出張所の建物（昭和2，4年）

	昭和2年		昭和4年		備考	
	建坪	延坪	建坪	延坪	(昭和4年度の増減)	
伊那出張所	139.58	235.66	139.58	210.66	建坪 —	延坪 25.00減
赤穂出張所	59.00	108.00	59.00	90.00	〃 —	〃 18.00減
木曾福島出張所 ^{部内}	287.75	422.50	313.90	448.65	〃 12.15増	〃 12.15増
千葉出張所 ^{部内}	547.66	950.26	557.37	986.74	〃 9.71増	〃 36.48増
佐原出張所	306.40	485.90	337.69	523.85	〃 16.29増	〃 22.95増
下館出張所 ^{部内}	161.10	161.10	246.67	414.67	〃 85.57増	〃 253.57増
福山出張所	225.70	391.20	343.00	590.50	〃 34.30増	〃 47.30増
秋田出張所	264.96	467.76	303.50	544.00	〃 36.54増	〃 76.24増
大井出張所	—	—	179.50	218.50	〃 —	〃 —
計	1,992.15	3,222.38	2,480.21	4,027.57		

(注)(1) 各出張所の「部内」表示は、昭和2年のもの。

(2) 各年12月31日現在。

(資料) 第1表と同じ。

扱所17坪，トタン葺汽罐室16坪，上下汽熱乾燥機・汽罐其他一式の秋田出張所増改築工事（予算額13,149円）について審議するが，その結果，「次回へ」持ち越される¹⁸⁾。また同出張所に関しては，昭和3年6月8日の取締役会に秋田出張所の管理人（瀧澤政雄）住宅（トタン葺バラック建12坪）を100円で買収し，この賃貸料1ヶ月5円「決定」の件が議案として提出されていた¹⁹⁾。

当然ながら，購繭出張所（部内）の建物は，大きさまでである。赤穂出張所の建坪59坪から千葉出張所の建坪5百坪を越えるまでの間にあり，この格差は各出張所の購繭範囲，購繭量，乾燥機設置の有無などにに基づくものといえよう。後述するように，赤穂出張所は購繭量が1万貫に達せず，また蒸殺（殺蛹）室，乾燥室の設備もなかった。

新築する以前の旧下館出張所は，木造平家トタン葺繭買入所1棟50坪，木造平家トタン葺乾燥場1棟70坪，ほかに湯殿，炊事場，便所，物置合わせて

24.5坪であった。これら建物は、古汽罐及び主な器具を除いて、2,500円にて売却することが昭和4年5月28日の取締役会において「可決」されている²⁰⁾。新下館出張所については、昭和4年1月18日開催の取締役会において、木造スレート葺建家延坪556坪(18,584円)、上下汽熱15台入装置一式(15,872円)の新築工事(予算額35,455円)申請を「訂正可決」しており²¹⁾、さらに同月28日の取締役会では買場・乾燥及び附属施設延坪535.68坪(16,573円)、汽罐室16坪(558円)、上下汽熱90尺一式(15,872円)、予算外にボイラー(5尺×25尺)新築工事(予算額34,000円)については一旦「保留」となる²²⁾ものの、その後同年3月8日の取締役会に上呈された「乾燥場新築決定ノ件」が可決をみる²³⁾。また、同年7月18日開催の取締役会において、下館出張所附属納屋＝木造トタン葺平家建6.75坪(202円)の新築と蚕種催青室＝トタン葺平家建1棟21.5坪(1,961円)の新設が可決された²⁴⁾。

佐原出張所では、既述の模範桑園設置に続き、蒸殺室利用の蚕種催青室(予算額271円)設置を申請し、昭和4年1月8日の取締役会において承認される²⁵⁾。

下館出張所の新築・規模拡大に加えて、蚕種催青室新設や佐原出張所の模範桑園・蚕種催青室設置は、いずれも片倉製糸の優良原料を確保・処理するための蚕業＝原料政策に則したものといえよう。昭和3年に生繭取引数量に占める特約取引繭数量の割合(以下、特約取引率と称す)が、全国平均39.8%である中で、川岸製糸所所属の購繭出張所所在諸県についてみると、それは長野県9.7%、千葉県36.4%、茨城県25.9%、秋田県19.9%、広島県14.5%、岐阜県43.0%であった²⁶⁾。いずれの諸県も特約取引率が過半を越えることのない、特約取引の中進県乃至後進県である。その中で片倉製糸の有力な原料産地の1つであった千葉・茨城両県において、本格的な特約取引を展開するために購繭出張所施設の条件整備が進行していたとみることができよう。この点後述。

川岸製糸所所属の購繭出張所の中で、昭和2～4年において最も建物の拡充が図られたのは、福山出張所である。建坪にして117.3坪、延坪では199.3坪の増加であった。この建物設備は、汽罐室、繭買入場、荷造場、乾燥掛の寝室などである。例えば、昭和3年1月28日開催の取締役会において、福山出張所の増築改造（予算額11,793円）の件が審議された。その内容は、乾燥機火熱式9台入を上下汽熱式に改造（4,662円）、汽罐（5尺×28尺）据付に伴う建家共一式（2,482円）、現在建物一部30坪移転（350円）、買入場（30坪）・荷造場（39坪）2階建69坪増築（4,300円）である²⁷⁾。この案件は「保留」となり、翌月7日の取締役会に再度上呈された²⁸⁾。また昭和4年5月18日開催の取締役会において、福山出張所の乾燥掛寝室（2階建13坪）の増築（予算額698円）が可決されている。

川岸製糸所所属の購繭出張所の中で、最も建物面積の広い千葉出張所（部内）については、昭和2年4月8日開催の取締役会において、乾燥機増設に伴う乾燥場や汽罐室などの建設審議を行っていた。この議案では乾燥機秋場式特2号1台（3,800円）の増設のために、乾燥場平家建50.75坪（1,630円）、汽罐室14坪（478円）、乾燥室基礎及び構造工事（1,356円）、汽罐・煙突・機械据付（5,106円）、合わせて12,370円の予算を見積もっている³⁰⁾。大型乾燥機の増設は、乾燥室や汽罐室などの建築を必要とし、購繭出張所の拡大を伴う。また千葉出張所には、木造トタン葺平家建9坪（2間×4.5間）新築（481円）及び繰糸5釜・再繰2個（298円）設置を内容とする口挽工場新設（予算額779円）に関する議案が昭和5年3月8日の取締役会に提出をみる、否決される³¹⁾。川岸製糸所の特約養蚕組合との生繭取引方法は「信用取引」によっており、その繭価格決定は総荷に付き、自家鑑定所（＝川岸製糸所）における切歩審査に基づいていた³²⁾。片倉本社は、繭価の決定を購繭出張所に降ろさず、製糸工場＝川岸製糸所で一括して、統一的に行うことを求めていたことになろう。

木曽福島出張所所属若しくは川岸製糸所直轄と考えられる、坂下買入所

(岐阜県) 備付用として昭和2年6月25日に井戸水の汲み上げに使用されたものか、山崎式強力唧筒(ポンプ)1台(代金860円)を購入する³³⁾。この川岸製糸所所属の坂下出張所(昭和5,6年に買入所から出張所に格上げか)の処分案が昭和6年10月6日開催の取締役会に上呈された時、この建物は建坪160坪(延坪247.5坪)であった。坂下出張所処分の対象には、建物のほかに汽罐(大正15年木村製コルニッシュ型)と電話1台が含まれていた³⁴⁾。「資産帳尻」(帳簿価格)は、坂下出張所の場合、建物、汽罐、電話合わせて2,720円であった。出張所処分案には、坂下出張所のほかに大井出張所も含まれており、後者の「資産帳尻」は建物建坪184坪(延坪230坪)、汽罐(大正15年木村製コルニッシュ型)、電話1台合わせて5,670円である³⁵⁾。購繭出張所の立地条件、広狭などにより差が生じてこようが、出張所(買入所)設置には上記出張所を例にとるならば、2千数百円から5千数百円の格差があった。土地購入を行えば、さらに金額は嵩むことになる。

(3) 購繭出張所の原料繭購入量

第3表は、川岸製糸所の1万貫以上の原料繭購入産地を示す。川岸製糸所の主要購繭地方は、昭和2年には同製糸所所属の千葉・佐原・下館・木曽福島・福山・秋田各出張所管内であり、4万5千貫～9万5千貫を購入する。上記購繭出張所以外に川岸製糸所は、同製糸所直轄管内から2万3千貫、篠ノ井・村松から4万2,3千貫、大邱から1万貫をそれぞれ購入する。川岸製糸所所属で、南信地方所在の赤穂・伊那各出張所の購繭量は1万貫に達せず、両出張所は川岸製糸所の主要原料産地と呼ぶには購繭規模が小さかった。篠ノ井からの購繭は、松本製糸所所属の篠ノ井出張所より繭購入量の一部を譲り受けたものであろうが、詳細は不明である。村松については、片倉製糸が昭和2年7月1日に片倉越後製糸株式会社(所在地:新潟県村松町)の創立に参画したことから、同社より原料繭調達を行ったことが考えられる。大邱産繭に関しては、片倉製糸が朝鮮に創設した大邱製糸所から移入したので

第3表 川岸製糸所所属出張所別購繭量
(昭和2, 4年)

	昭和2年	昭和4年
川岸製糸所	23,000 ^貫	27,301 ^貫
木曾福島出張所	88,000	67,885
千葉出張所	45,000	57,867
佐原出張所	95,000	100,029
下館出張所	44,000	55,206
福山出張所	78,000	89,010
秋田出張所	50,000	62,109
篠ノ井	42,000	—
村松	43,000	—
大邱	10,000	—
大井出張所	—	42,990
計	518,000	502,397

(注)(1) 1万貫以上の原料繭購入産地。

(資料) 第1表と同じ。

あろう。昭和4年には上記の篠ノ井、村松、大邱は川岸製糸所の1万貫以上の原料繭購入産地として登場せず、代わって大井出張所が川岸製糸所所管の主要購繭産地の1つとなる。

昭和2年より同4年に至る川岸製糸所の購繭推移は、木曾福島出張所を除き、千葉・佐原・下館・福山・秋田各出張所から購入量が略1万貫以上増加し、大井出張所の4万3千貫弱から佐原出張所の10万貫余に及ぶ。昭和2年同様、昭和4年においても赤穂・伊那両出張所は、1万貫以上の原料繭産地として成長をみていなかった。川岸製糸所から遠隔地にある購繭出張所の購繭数量が増大すれば、繭乾燥機の増設が必要となろう。この点後述。昭和4年に千葉・佐原・下館3出張所の繭購入量は4割強を占めており、川岸製糸所は千葉・茨城両県に重要な購繭拠点を置いていた。昭和2年に川岸製糸所の特約取引率は31.1%にとどまり³⁶⁾、この時点ではまだ特約取引は川岸製糸所の主要な繭取引形態ではなかった。ただし、特約養蚕組合に対する「施

設」として、川岸製糸所は、佐原出張所部内の優良組合表彰式を昭和2年10月15日に、木曽福島出張所部内の優良組合表彰式を同年7月22日にそれぞれ挙行したり、また同年11月19日には木曽福島出張所部内の特約養蚕組員12名が、片倉製糸岐阜田中製糸所開催の産繭向上品評会への参観を行っていた³⁷⁾。片倉＝川岸製糸所は、特約養蚕組合に優良蚕種の配布、養蚕技術員の派遣、桑園及び養蚕飼育の指導のほか、肥料・桑苗・蚕具等の購入斡旋、養蚕資金の融通貸付なども多少なりとも行っていたであろう。やや後年のことになるが、昭和8年に片倉製糸が茨城県において特約養蚕組合と繭取引を行ない、合わせて247,255貫（春蚕繭）を購入する³⁸⁾。茨城県内において、片倉製糸は製糸家の繭特約取引総量の3分の1を占めており、県下最大の特約製糸として存在していた。同年に、下館・佐原両出張所管内では合わせて6万貫（春蚕繭）を越える特約取引の展開をみる³⁹⁾。

川岸製糸所は、「太陽燈」を各出張所に設置するために昭和4年7月10日に10台（代金1,613円）購入する⁴⁰⁾。選繭の精粗は、繰糸工程・糸量・糸質に重大な影響を及ぼす。選繭工程のうち、まず他の良繭の汚染を防ぐため死籠繭又は汚染繭等を選別する必要がある⁴¹⁾。特に繭層内の汚染した死籠繭は、硝子板上に載せた繭を下から光線をあてて、透かして選出する。片倉製糸では、この光線に「太陽燈」を使用したであろう。

川岸製糸所雇用の女工の主要出身地（女工100人以上）は、昭和2年に上伊那郡1,345人、新潟県617人、岐阜県184人⁴²⁾、昭和4年では、上伊那郡1,230人、新潟県510人であった⁴³⁾。川岸製糸所所属の伊那出張所、赤穂出張所は上伊那郡内に、大井出張所（及び坂下買入所）は岐阜県内にそれぞれ設置しており、また昭和2年に新潟県村松より原料繭の調達を行っていたことから、上伊那郡、新潟県、岐阜県は、川岸製糸所の産繭地盤であると共に女工地盤でもあった。上伊那郡においてはさらに平野製糸所などと女工地盤を分け合っていた。この点後述。

第4表 川岸製糸所所属出張所設置の乾燥機（昭和2，4年）

	昭和2年	昭和4年
木曾福島出張所		殺蛹
千葉出張所	秋場式特2号1台， イオン式4号2室	秋場式特2号2台， イオン式4号2室
佐原出張所	秋場式1号2台	秋場式1号2台
下館出張所	旧式柵差3室1台	大和三光式自動1台
福山出張所	帯川式1室	三光上下汽熱1室， 秋場式特1号1台
秋田出張所	帯川式1室	帯川式1室
大井出張所	—	殺蛹

（資料）第1表と同じ。

（4）川岸製糸所・購繭出張所設置の乾燥機

第4表は、川岸製糸所所属の各購繭出張所設置の乾燥機を示す。乾燥機の種類については、昭和2年に川岸製糸所では三光式乾燥機3台、秋場式乾燥機1台、イオン式乾燥機1台、⊖式汽熱乾燥機1台を使用した⁴⁴⁾。大正15年9月18日開催の取締役会に、川岸製糸所に係るイオン式3炉1室（予算額6,412円）と汽熱式乾燥機（予算額4,282円）の増設に関する議案が提出され⁴⁵⁾、また、翌2年2月18日の取締役会において「三光式七二尺」を「上下式」に改造（予算額4,297円）の案件が上呈されていたのである⁴⁶⁾。川岸製糸所では大正末から昭和初年にかけて、イオン式乾燥機という革新的な乾燥装置の採用と共に汽熱式乾燥機の増設と乾燥機を従来の火熱式から汽熱二段式に改造することが進んでいた。こうした傾向は、片倉製糸の他の製糸所においても同様であろう。川岸製糸所において火熱式から汽熱二段式への乾燥機改造は、一層の進展をみる。即ち、昭和3年1月28日開催の取締役会に三光火熱式3台を上下汽熱式に改造（予算額15,064円）する議案が提出されるものの、この案件は「保留」となるが、翌2月7日の取締役会に再度上程される⁴⁷⁾。その結果、昭和4年には川岸製糸所の乾燥機は、秋場式乾燥機1台、イオン式乾燥機1台、上下汽熱式3台、⊖式汽熱乾燥機1台を使用す

ることになる⁴⁸⁾。川岸製糸所設置乾燥機の種類は、秋場式、イオン式、三光汽熱二段式、㊦式など4種類の併用ながら、汽熱式新型乾燥機を中心に一部イオン式乾燥機を実験的に使用するという構成をとる。一般的には今だ土室式、多管式等の旧乾燥設備が相当多数使用されていた⁴⁹⁾ことを考えると、片倉製糸の先進性をみてとることができる。

イオン式乾燥機は、片倉の東北・関東・中部・四国・九州地方に所在の製糸工場に設置されていた。しかし、イオン式乾燥機の設置が具体化した大正15年3月以降、数年ならずしてイオン式乾燥機を採用した片倉の製糸工場で次々とイオン式乾燥機の改造・取壊が進む。まず、昭和1年12月28日開催の取締役会に武井製糸所（所在地：長野県上伊那郡）のイオン式乾燥機3室を汽熱二段式2基に改造する議案が提出される。翌2年から4年にかけて、飯田製糸所（所在地：長野県下伊那郡）設置のイオン式乾燥機を取除き、今村式自動乾燥機の新設、さらに熊本尾沢製糸所（所在地：熊本県熊本市）ではイオン式乾燥機を汽熱二段式と大和式自動六段型に改造、また岩代製糸所（所在地：福島県郡山市）設置のイオン式乾燥機を取除き、大和式自動輸送乾燥機改設、そして瑞浪製糸所（所在地：岐阜県瑞浪町）ではイオン式乾燥機を取除き、秋場式特1号設置、次いで熊谷尾沢製糸所（所在地：埼玉県熊谷市）採用のイオン式乾燥機を汽熱二段式に改造、そのほか大宮製糸所（所在地：埼玉県大宮市）では既設イオン式壁体を利用して帝国式自動輸送乾燥機増設、鴨島製糸所（所在地：徳島県鴨島町）設置のイオン式乾燥機を取除き今村式乾燥機新設など、イオン式乾燥機の改造・取壊に関する議案が取締役会に上呈されていた⁵⁰⁾。ただし、熊谷尾沢製糸所申請の案件については、昭和4年に2度に亘り取締役会に議案として提出をみるが、「否決」される⁵¹⁾。なお、鳥栖製糸所（所在地：佐賀県鳥栖町）は、昭和2年3月にイオン式乾燥場軌道替並びに増築（トタン葺2階建62坪）の認可を求めたり、仙台製糸所（所在地：宮城県仙台市）では片倉の他の製糸工場がイオン乾燥機の改造・取壊を進める中で昭和4年3月に米国式乾燥機を取除いて、イオ

ン式乾燥機改造を、また松本製糸所（所在地：長野県松本市）の場合は、昭和4年1月に蒸殺室（イオン殺蛹）増設並びに修理を、それぞれ片倉本社に申請し、取締役会で承認を受けるといったことも僅かながらあった⁵²⁾。今井五介副社長が「乾燥ノ一大革命」と称し、研究を指示したイオン式乾燥装置の使用結果については、大正15年10月28日の所長会議において、熊谷尾沢製糸所、鴨島製糸所、小城郡是製糸所、仙台製糸所、武井製糸所、熊本尾沢製糸所、大宮製糸所などから発表があり、「イオン式ハ殺蛹ニ最モ適シ半乾程度ニ於テハ有効ナルモ本乾燥トナスニハ不可ナリト認ム」と結論づけていたのである⁵³⁾。イオン式乾燥機の「実験的」採用は、片倉製糸の先取精神の発露といえよう。

川岸製糸所所属の購繭出張所は、昭和2年に秋場式、イオン式、旧式棚差（三光式若しくは帯川式、或いは帯川三光式か）、帯川式各乾燥機を使用していた。千葉出張所には、川岸製糸所所属の他の出張所に先駆けて、川岸製糸所同様のイオン式乾燥機を採用している。片倉製糸は、千葉出張所以外にも石巻出張所、会津出張所などの購繭出張所にイオン式乾燥機を設置する⁵⁴⁾。片倉製糸が高度の乾燥理論に立脚したイオン式乾燥装置を上記製糸工場のみならず、購繭出張所にも設置したことは、「実験的」範囲を越えて本格的に導入しようと意図していたものと考えられる。旧式棚差と帯川式はいずれも火熱式乾燥機、秋場式が汽熱式乾燥機であろう。

昭和4年には、川岸製糸所所属の購繭出張所は一昨年に続き、秋場式、イオン式、帯川式のほかに、大和三光式自動輸送型、三光汽熱二段式などの乾燥機を新たに採用している。出張所毎に多様な乾燥機種を使用しつつも、火熱式から汽熱式乾燥機へ、棚差式から自動輸送式へ、改善・変更を行っていた。川岸製糸所に先んじて、購繭出張所に自動輸送式の大和式六段型乾燥機を導入していたことは注目に値しよう。

川岸製糸所は、片倉本社に、千葉出張所に秋場式乾燥機の増設（予算額12,370円）を申請し、この議案は昭和2年4月8日開催の取締役会に上呈

された⁵⁵⁾。この内容は先にも言及したように、乾燥場平家50.75坪 (1,630円)、汽罐室14坪 (478円)、乾燥室基礎及び構造工事 (1,356円)、秋場式特2号 (3,800円)、汽罐・煙突・機械据付 (5,106円) である。この議案は承認された模様で、川岸製糸所は、昭和2年6月5日に秋場式特2号、罐胴20尺6寸・直径5尺の汽罐 (代金2,900円)、「立エンジン」 (代金267円50銭)、還元機1台 (代金325円) を購入・設置する⁵⁶⁾。火熱式乾燥機にはない汽罐を購入・設置していることから、この秋場式乾燥機は汽熱式と考えてよいであろう。昭和4年1月18日の取締役会では、千葉出張所にイオン式 (4炉) 1台を取除いて、秋場式乾燥機1台 (予算額6,879円) を新設する議案を可決する⁵⁷⁾。この決定を受けて、昭和4年6月23日に秋場式乾燥機 (代金7,521円) を購入し、千葉出張所に設置した⁵⁸⁾。昭和4年に、千葉出張所の乾燥機は昭和2年の秋場式特2号1台から同乾燥機2台となり、乾繭能力が増加する。このため、イオン式乾燥機の撤去を明確にしていたこともあり、千葉出張所においてイオン式乾燥機を実質的に使用していたことは疑わしい。千葉出張所のイオン式乾燥機の採用期間は、3、4年にとどまろう。千葉出張所の秋場式乾繭機2台の一昼夜乾燥能力は半乾5,800貫であるため、その後収繭予想春秋18万貫に対し、乾繭能力不足が生じることになり、昭和6年末に大和式自動進行八段型乾燥機1台の増設を求め、取締役会にこの議案上呈の運びとなる⁵⁹⁾。

佐原・福山・千葉各出張所設置の秋場式1号、特1号、特2号の違いについては、不明である。

佐原出張所の乾燥装置に関しては、当時所属していた片倉本社川岸事務所より、昭和2年1月18日と翌2月18日の取締役会に秋場式1室増設 (予算額2,045円) の件と、機械 (予算額3,800円)、附帯工事 (予算額3,700円) の件が議案として提出されていた⁶⁰⁾。取締役会では、前者については「保留」扱いであった⁶¹⁾。前述した千葉出張所増設の秋場式乾燥機特2号と佐原出張所の乾燥機械は、同額である。取締役会の議を経て、昭和2年6月5日

に佐原出張所に秋場式乾燥機1号と2馬力「モートル」1台を購入・設置する⁶²⁾。次いで、同年6月28日と翌3年1月28日開催の取締役会に秋場式乾燥機の改造、即ち旧室のパイプ5,400尺をさらに2,500尺増加し、「抱フランチ」を「レタベント」に取替え（予算額修正700円）の件と、汽罐の修理と冷却場の拡張（予算額修正1,223円）の件について審議を行っている⁶³⁾。佐原出張所では、昭和2年より同3年にかけて秋場式乾燥機の増設と改造を加えて、乾繭能力を高めていった。従って佐原出張所の秋場式乾燥機設置台数は昭和2～4年に同数ではあっても、乾燥性能は向上していった。佐原出張所の秋場式乾燥機2台の一昼夜乾燥能力は5,000貫（450匁干上り）であったが、収繭量の増加は乾燥力不足による滞積から荷損を生じたため、昭和6年に入り秋場式乾燥機を取除き、大和式自動進行八段型乾燥機の新設を片倉本社に申請することになる⁶⁴⁾。

下館出張所では、既述の如く同出張所新設に伴い、乾燥機の一新を行い、乾繭能力の高い大和三光式自動進行六段型乾燥機を採用する。下館出張所設置の乾燥機とその附属機械装置として、昭和4年4月30日に5馬力「エンジン」（代金160円）、5馬力「モートル」（代金125円）、同年5月30日に「ボイラー」（代金3,413円）、大和三光式乾燥機（代金10,034円）、煙突（代金525円）、同年6月10日に「還元機」（代金534円）をそれぞれ購入しており⁶⁵⁾、下館出張所の場合、最新式の大型乾燥機の新設は、乾燥室を除き附帯装置を合わせて1万数千円を必要としていた。

川岸製糸所所属で乾燥機を設置していた購繭出張所の中で、唯一火熱式乾燥機を採用していた秋田出張所に関しては、前述のように昭和4年10月28日開催の取締役会に汽熱二段式乾燥機新設の議案が提出されており、川岸製糸所所属の他の購繭出張所と共に、火熱式から汽熱式乾燥装置の統一に向かっていたことがわかる。

木曽福島出張所と大井出張所は殺蛹装置のみで、本乾繭装置は設備されていなかった。木曽福島・大井両出張所は、川岸製糸所所属の他の購繭出張所

第5表 平野製糸所所属出張所・買入所の土地（昭和3，4年）

	昭和3年		昭和4年		備考 (昭和4年度の増減)
	所有地, 借地別	面積	所有地, 借地別	面積	
塩尻買入所	所有地(宅地)	432.04 ^坪	所有地(宅地)	432.04 ^坪	増減なし
土浦出張所	借地(宅地)	839.79	借地(宅地)	936.79	97坪増, 昭和4年 5月改築により 借入れ分
長岡出張所	借地	478.29	借地	478.29	増減なし
紀井寺買入所	—	—	借地	326.40	〃
計		1,750.12		2,173.52	

(注)(1) 各年12月31日現在。

(資料) 「昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社」より作成。

に較べ、収繭輸送距離は遙かに短いため、出蛆・発蛾を抑える殺蛹のみを施し、中央東・西線を利用して殺蛹繭を川岸製糸所に送り、本乾燥を行っているたのであろう。その後、昭和5年に入り川岸製糸所所属の中津川乾燥所・中津川出張所が新設されることにより、大井・坂下両出張所部内の収繭は大和八段式乾燥機を設置した同所にて行うことになる。このため、大井出張所、坂下出張所は処分の対象となり、両出張所は中津川出張所に引き継がれる⁶⁶⁾。

2. 平野製糸所

(1) 購繭出張所・繭買入所の土地

平野製糸所所属の購繭出張所は、昭和2年に土浦出張所（茨城県土浦町）、長岡出張所（新潟県長岡市）があり、石巻出張所（宮城県石巻町）が同年春繭期のみ平野製糸所の附属となる⁶⁷⁾。平野製糸所は、購繭出張所に準ずる繭買入所として県内に同製糸所直轄の塩尻繭買入所（長野県東筑摩郡塩尻町）を有し、また昭和4年7月18日に紀三井寺繭買入所（和歌山県紀三井寺村）が紀南製糸所より平野製糸所に移管となる。翌昭和5年に紀三井寺繭買

入所は、尾沢製糸所へ譲渡される⁶⁸⁾。長岡出張所は、昭和5年11月8日開催の取締役会において、平野製糸所から武井製糸所への移管が決定する、などの変遷をみる⁶⁹⁾。

第5表は、平野製糸所所属の購繭出張所・繭買入所の敷地面積を示す。昭和3年に、土浦・長岡両出張所と塩尻繭買入所合わせて敷地面積1,750.12坪であり、中でも土浦出張所のそれは800坪（宅地）を越して、一際大きい⁷⁰⁾。土浦出張所の購繭規模の大きさを窺わせる。上記購繭出張所、繭買入所の中で、片倉製糸の所有地は塩尻繭買入所のみで、土浦出張所、長岡出張所はいずれも借地である。翌昭和4年においてもこの点変わりなく、平野製糸所移管となった紀三井寺繭買入所は借地であった。上記出張所2ヶ所と繭買入所2ヶ所合わせて敷地面積は、同年2,173.52坪に増加する。昭和3～4年に敷地面積400坪強の増大は、紀三井寺繭買入所の平野製糸所移管によることのほかに、昭和4年5月に土浦出張所改築に伴う借地（97坪）拡大に基因する。後者については後述。なお、昭和5年2月8日開催の取締役会に土浦出張所（土浦市川口）の敷地と隣接地合わせて約1,500坪買収（売主の希望は1坪120円、普通売買相場1坪80～100円）の件が議案として提出されるが、「否決」される⁷¹⁾。地主は、「土浦一の大地主」・尾形徳兵衛である。片倉製糸は、地主・尾形徳兵衛より借用の、片倉組当時より引続く借地（484.98坪）と旧尾沢組土浦出張所を承継した跡地（289.81坪）合わせて凡775坪⁷²⁾を昭和2年1月1日に契約更新し、借地期間を昭和2年1月1日より昭和6年12月31日迄、借地料1ヶ月71円5銭（毎月25日支払い、1坪年1円10銭割）としていた⁷³⁾。そして、土浦出張所の敷地に隣接する家屋2棟を買収し、地主・尾形徳兵衛所有のこの土地約60坪を借地（借地料1坪年1円50銭）とすることが昭和4年5月18日の取締役会で承認される⁷⁴⁾。

昭和6年1月8日開催の取締役会において、土浦出張所の移転・改築工事に関する議案が上呈される。その内容は、現在建家移転・改築、乾燥機大和八段式2台新設、多管式7尺×18尺1台、煙突鉄筋コンクリート2尺2寸・

120尺、この予算額 29,970 円であった⁷⁵⁾。この議案には、候補地所有坪数 1,500坪、売買価格坪28円位・借地料年坪1円の記述があり、また翌2月28日の取締役会に議案として乾燥場移転につき、土浦出張所の鉄筋「混凝土」煙突を取壊す必要から、この工事費150円を計上・提出している⁷⁶⁾。土浦出張所の乾燥場移転は具体化しており、先の借地契約はその後更新することなく、結局のところ土浦出張所は、土浦町川口から土浦町桜川⁷⁷⁾へ移転したのであろう。前述のように、新土浦出張所の敷地面積は、1,500坪を目途にこれを買入れる場合は坪28円位、借地の場合は借地料年坪1円としており、先に関収を求められた土浦出張所敷地及び隣接地の売主希望価格や普通売買相場を大幅に下回るだけではなく、借地料も安い。買収価格が片倉製糸と尾形徳兵衛双方の間で折り合わなかったことが、土浦出張所の移転を決定づけた最大の要因であろう。

(2) 購蔵出張所・蔵買入所の建物

第6表は、昭和3、4年における平野製糸所所属の購蔵出張所・蔵買入所の建物の建坪・延坪を示す。

平野製糸所所属の購蔵出張所・蔵買入所3、4ヶ所合わせて、昭和3年に建坪653.5坪、延坪1,142.5坪であり、紀三井寺買入所が平野製糸所に移管した翌4年には建坪1,086.23坪、延坪1,710.13坪に拡大する。昭和4年に土浦・長岡両出張所共に建物の拡張が図られているが、塩尻・紀三井寺両買入所は建坪・延坪共に増減がない。土浦出張所については、昭和4年5月18日の取締役会において承認された、前述の土浦出張所隣接地にある家屋2棟、即ち木造2階建16坪(4間×4間)と木造平家建10坪(2.5間×4間)、それに堀井戸1個を2,700円⁷⁸⁾で建物所有者・塚原光之助より同年6月8日に買収する⁷⁹⁾。この家屋は先述の旧尾沢組借入地に移転し、籠置場に使用することになる。このほか、土浦出張所では昭和4年6月にトタン葺乾燥場増築(工事費1,094円82銭)と蔵出荷場・汽罐室新築(工事費2,095円41銭)及び

第6表 平野製糸所所属出張所・買入所の建物（昭和3，4年）

	昭和3年		昭和4年		備 考 (昭和4年度の増減)
	建 坪	延 坪	建 坪	延 坪	
塩尻買入所	129.5 ^坪	189.5 ^坪	129.5 ^坪	189.5 ^坪	建坪 増減なし 延坪 増減なし
土浦出張所	242.0	478.0	534.8	814.95	〃 292.8増 ^坪 〃 336.95増 ^坪
長岡出張所	282.0	475.0	288.0	487.0	〃 6.0増 〃 12.0増
紀井寺買入所	—	—	133.93	218.68	〃 増減なし 〃 増減なし
計	653.5	1,142.5	1,086.23	1,710.13	

(注)(1) 各年12月31日現在。

(資料) 第5表と同じ。

鉄筋コンクリート煙突建設（工事費2,544円23銭）各工事が竣工する⁸⁰⁾。上記の増改築，特に後述する汽熱二段式乾燥機の新設に伴う乾燥場の増築によって土浦出張所は，昭和4年に建坪で292.8坪，延坪で336.95坪各増加する。昭和5年には，土浦出張所の肥料置場（トタン葺平家建10坪）の新築をみる。

長岡出張所に関しては，昭和4年5月18日開催の取締役会において「県令ニヨリ蚕業保護設備必要ノタメ」蚕種催青室（トタン葺2階建延14.5坪）増築（予算額895円）の案件について審議され，可決する⁸¹⁾。この蚕種催青室建築に関しては，実際には若干の規模縮小をみたようである。昭和4年7月27日にトタン葺2階建・建坪6坪（2間×3間），延坪12坪の蚕種催青室を建築費899円58銭で新築する⁸²⁾。昭和4年12月18日の取締役会にて，長岡出張所隣接地の建物・地上権を3,000円で買収する議案が提出される。この宅地は59.5坪（3.5間×17間），住宅はトタン葺2階建12坪とトタン葺平家建7.5坪であった⁸³⁾。理由は定かでないが，この議案は取締役会で否決される。同日の取締役会に上呈された長岡出張所の乾燥設備改造の議案も同様に否決されている。長岡出張所の設備拡充否決の理由も定かでない。後者については，詳しくは後述。

(3) 平野製糸所の主要繭購入産地

平野製糸所の主要繭購地方（1万貫以上の原料繭購入産地）は、昭和2年に県内のほか、土浦・長岡各出張所管内及び昭和2年の春繭だけは石巻出張所からも仕入れている。長野県内において、昭和2年9月3日に撰繭台の使用を勧誘して備付けた、平野製糸所管内の繭「買入箇所」として、東筑摩郡内では内田、神林、今井、古見、小曾部、太田、洗馬、本山、金井、塩尻、竹田、西筑摩郡内では、贄川、奈良井が知られている⁸⁴⁾。塩尻繭買入所もこの中に含まれていた。撰繭台は、死籠繭、大小顆の選出が済んだ繭をこれに載せて少量ずつ順次手許に引き寄せては一顆並べとし、この中から穴明繭、同巧繭、胴切繭、薄皮繭、破風切繭、族付繭、不正形繭、錆繭などを選別するために使用する⁸⁵⁾。不良繭を選別する選繭用具である。片倉製糸が積極的に勧める撰繭台の使用が東筑摩郡内に集中していたことは、すでに述べたように平野製糸所直轄の塩尻繭買入所の土地が建物と共に同製糸所管内の購繭出張所・繭買入所の中で唯片倉製糸の所有であったことから、東筑摩郡が平野製糸所の長野県内における重要購繭産地であったことを推測させる。

昭和4年には平野製糸所の主要購繭地方は、土浦・長岡各出張所管内と新たに平野製糸所に移管した紀三井寺繭買入所のほか、高知、一ノ関などからも調達している。尾沢製糸所所属の一ノ関出張所から同年に購入した原料繭のうち、7,702貫を平野製糸所へ譲渡したことが判明する。この点後述。平野製糸所の場合、同製糸所所属の購繭出張所・繭買入所以外に、臨時に他製糸所所属の購繭出張所から原料繭の補給を受けていたのである。その結果、平野製糸所の購繭範囲は、長野県内とくに東筑摩郡のほか、茨城県、新潟県などの中部・関東・北陸地方を中核にして、東北地方、紀州、四国地方に及ぶ。

昭和2年に平野製糸所は土浦出張所購入分と合わせて186,828貫（春・夏秋繭）を購入しており、このうち特約取引数量は40,473貫である⁸⁶⁾。この特約取引率を平野製糸所購入分と土浦出張所購入分に分けてみると、前者が

18.2%、後者が23.6%になる。平野製糸所購入分の中に長岡・石巻両出張所購繭分が含まれているのか、長野県内の購繭分のみなのか不明であるが、いずれにしても土浦出張所管内（＝茨城県）の方が同出張所管内以外よりも特約取引を押し進めていたことになる。しかしながら、既述のように昭和3年に茨城県の特約取引率は25.9%であったことから、この時点において土浦出張所の特約取引は茨城県内並で、特約養蚕組合以外から購入する普通取引が主流を占めていた。特約養蚕組合に対する「施設」として、土浦出張所は大正14年11月21日～同月28日と翌15年4月23日～昭和2年2月22日までの期間に片倉の16製糸所や佐原・取手・多治見各出張所と共に産繭向上会を開催しており⁸⁷⁾、長野県内では平野製糸所は、昭和2年5月14日に東筑摩郡内の特約養蚕組合長と蚕児掃立、飼育等の打合わせを行う⁸⁸⁾。片倉＝平野製糸所は、特約養蚕組合に優良蚕種の配布や養蚕技術員の派遣及び桑園・養蚕飼育の指導のほか、肥料・桑苗・蚕具等の購入斡旋、養蚕資金の融通貸付なども適時行っていた。昭和4年10月22日には平野製糸所管内の各出張所主任及び蚕業技術員会議を開催し、蚕種・肥料などについて協議する⁸⁹⁾。こうした活動は、片倉製糸の特約組合政策の具現化を図る現場担当者意思統一に大いに寄与しよう。

すでに述べたように、片倉製糸が特約取引を茨城県内で展開した昭和8年に、平野製糸所所属の土浦出張所は、下館出張所、佐原出張所、取手出張所など片倉の他製糸所所属の各購繭出張所の特約取引数量を遙かに上回る10万貫余（春蚕）を購入している⁹⁰⁾。昭和2年から同8年までの6年間で土浦出張所の特約取引数量は、7倍余に激増することになる。

平野製糸所は、昭和4年5月21日に「太陽燈」3個（代金483円75銭）を購入し、同製糸所と土浦出張所、長岡出張所に設置する⁹¹⁾。同年5月17日に平野製糸所において「太陽燈」に関する講演会を開催し、片倉本社の永井氏と研究所の手塚氏が説明にあたった⁹²⁾。この講演会には川岸事務所、川岸製糸所、尾沢製糸所、下諏訪製糸所、武井製糸所、松本製糸所、飯田製糸

所、須坂田中製糸所、平野製糸所から合計38名が出席している。また平野製糸所は、同年5月25日に「太陽燈による繰糸試験」を行い、「黄光」・「中間」・「紫光」の割合を変えるなどにより、繰糸時間・糸量・生糸品位の違いを調査する⁹³⁾。「太陽燈」は、選繭工程のみならず繰糸工程にも使用を試みていた。

昭和2年～4年に平野製糸所雇用の女工の主要出身地方（女工100人以上）は、諏訪郡、上伊那郡、東筑摩郡、西筑摩郡、山梨県であった⁹⁴⁾。具体的な人数が判明する昭和6年についてみると、上伊那郡282人、東筑摩郡215人、諏訪郡114人、西筑摩郡83人、その他合わせて756人である⁹⁵⁾。平野製糸所の女工の3分の2が上伊那・東筑摩両郡出身者によって占められていたのである。前述のように川岸製糸所の女工の主要出身地の1つに上伊那郡があり、平野製糸所と重複した地域であることから、両製糸所で上伊那郡内部をさらに分割して女工の供給地とする取り決めができていたものと思われる。また東筑摩郡は、平野製糸所所管の塩尻買入所を始めとする繭買入所が多数存在し、平野製糸所の長野県内における主要な購繭地盤であった。平野製糸所の長野県内の原料繭地盤は、女工出身地と密接な関係をもっていたことを窺わせる。昭和5年2月13日に平野製糸所は、同製糸所の「業手地盤」である溝口（上伊那郡）、明科（東筑摩郡）、山梨の三区域を尾沢製糸所へ移管しており⁹⁶⁾、片倉の製糸所間で産繭地盤と女工地盤を分け合っていたことが推定しうる。尾沢製糸所直轄の主要繭買入所は鯉沢（山梨県）と大池（長野県）にあり、諏訪郡内の片倉の他製糸所と購繭地域を異にしている。この点後述。

(4) 平野製糸所・購繭出張所設置の乾燥機

第7表は、平野製糸所所属の購繭出張所設置の乾燥機を示す。

平野製糸所は、繭乾燥機として昭和2年に大和三光式自動輸送乾燥機1台と今村式乾燥機1台を使用する⁹⁷⁾。両乾燥機共、汽熱式乾燥機であり、平

第7表 平野製糸所所属出張所設置の乾燥機（昭和2，4年）

	昭和2年	昭和4年	備 考
土浦出張所	帯川三光式1台	帯川上下汽熱1台	昭和2年度春繭のみ平野製糸所 付属
長岡出張所	帯川三光式1台	帯川式1台	
石巻出張所	イオン式1台	—	

（資料）『昭和二年度 重要事項 片倉製糸紡績会社庶務課』、『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』より作成。

野製糸所は昭和2年にすでに火熱式から汽熱式へ、また棚差式から自動輸送式へ乾燥機の一新を遂げていた。平野製糸所は昭和元年に始めて棚差式を自動輸送式に改良した大和式六段型乾燥機を実験的に新設し、その結果性能の優れていることが立証されたことから、片倉の各製糸工場で採用されるようになる。翌々4年には上述の大和三光式・今村式両乾燥機のほかに、アドソール乾燥装置1台を使用していた⁹⁸⁾。アドソール乾燥機はすでに昭和3年3月に平野製糸所に装置しており⁹⁹⁾、イオン乾燥機とは異なり、アドソール乾燥装置は、平野製糸所に限って実験的に設備したものと思われる。

アドソール乾燥機は、理化学興業株式会社の製作・販売によるものにして、アドソールの吸湿性を応用して、空気中の湿気をこれに吸収させて乾いた空気を作り、常温で乾燥を行うことができる点に特徴があった¹⁰⁰⁾。アドソール乾燥機は多くが生繭を40～55%程度まで従来の熱気乾燥法によって乾燥を行った後に、仕上乾燥にこの方法を採用した。アドソール乾燥法は乾燥に長時間を費し、また設備費・経常費共に従来の熱気乾燥法よりも多額の費用を要して、その上原料繭処理の目的からみれば、消極的な保全を主眼とし、積極的に繭質処理の目的に達しえなかったため、普及をみるに至らなかったという¹⁰¹⁾。

平野製糸所所属の購繭出張所は、昭和2年に帯川三光式、イオン式各乾燥機を使用する。購繭出張所としては、川岸製糸所所属の千葉出張所と共に、石巻出張所にイオン式乾燥機が設置されていた。土浦・長岡両出張所は、帯

川三光式乾燥機を使用する。後述するように帯川三光式乾燥機は、火熱式乾燥機である。平野製糸所は一足早く汽熱式乾燥機に転換し、その所属購繭出張所である土浦・長岡両出張所は、火熱式乾燥機にとどまっていた。

昭和4年には、長岡出張所の乾燥機に変化はないが、土浦出張所の乾燥機は帯川汽熱二段式乾燥機（大和三光）に更新する。昭和4年12月18日開催の取締役会に長岡出張所の乾燥設備改造（予算額14,244円）に関する件が議案として提出されるが、承認されなかった¹⁰²⁾。その議案内容は、乾燥場2階建55坪（3,282円）、汽罐場平家18坪（1,467円）、汽罐5尺・25尺（据付共3,070円）、火熱式を上下汽熱式に改造（6,425円）するものであった。長岡出張所の乾燥設備改造については、翌昭和5年4月22日の取締役会に若干規模を縮小して再度議案として上呈をみるが、「見合せ」となる¹⁰³⁾。この相次ぐ長岡出張所の乾燥設備改造申請が許可されなかった理由は、不明である。

土浦出張所の火熱三光式を上下汽熱式に改造する乾燥機設備改造（予算12,012円、修正10,500円）の議案が提出されたのは、昭和3年12月6日の取締役会であった¹⁰⁴⁾。この案件は、前述した昭和4年6月竣工の乾燥場・汽罐室等の施設のほか、大和三光式上下汽熱乾燥機（8,785円43銭）と汽罐（3,451円58銭）の新設として結実する¹⁰⁵⁾。

紀三井寺買入所は、昭和2年3月18日に当初姫路製糸所所属として、平家建111坪・炭火式2室の新設工事（予算額5,824円）の承認を求めたが¹⁰⁶⁾、許可されなかったようで再び姫路製糸所は、同年8月18日の取締役会に平家建から2階建に規模を拡大して建坪118坪、延坪196坪の紀三井寺買入所新設（予算額10,397円）を申請する¹⁰⁷⁾。紀三井寺買入所は、その後紀南製糸所を経て平野製糸所へ移管するが、炭火式殺蛹装置のみで本乾繭乾燥機はなく、殺蛹繭を所属製糸所に輸送し、本乾繭に仕上げていた。紀三井寺買入所の本乾繭乾燥機の採用は、平野製糸所から尾沢製糸所に移管し、買入所から出張所に格上げされる昭和5年に入ってからのものである。昭和5年2月8日開催の取締役会に紀三井寺出張所の乾燥機新設（予算額10,521円）の議案が提

第 8 表 尾沢製糸所所属出張所の土地・建物（昭和 4 年）

土 地	所有地, 借地別	面 積	備考（昭和 4 年度の増減）
	所有地(宅地・畑)	5,112.13 ^坪	増減なし
	借 地(宅地・畑)	266.00	〃
	計	5,378.13	
建 物	建坪, 延坪別	面 積	備考（昭和 4 年度の増減）
	建 坪	1,569.53 ^坪	334.65 ^坪 増
	延 坪	2,674.88	721.65 ^坪 増

(注)(1) 上諏訪, 松本, 取手, 一ノ関, 金沢各出張所の合計。

(2) 12月31日現在。

(資料) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』より作成。

出される¹⁰⁸⁾。その内容は、現存の炭火式殺蛹室を取除き大和自動輸送式乾燥機 1 台新設し、附属施設として借地90坪・建家64坪 (2,298円)、汽罐室18坪 (275円)、乾燥機据付一式 (6,427円)、金沢出張所使用の汽罐・煙突移転 (1,524円) である。この議案は、乾燥機を金沢出張所使用の秋葉式乾燥機を移転・利用することで原案訂正し、可決する。

3. 尾沢製糸所

(1) 購繭出張所の土地・建物

尾沢製糸所は、同製糸所所属の県外購繭出張所として、昭和 2 年末に取手出張所（茨城県）、一ノ関出張所（岩手県）、金沢出張所（石川県）、原町田出張所（東京府）などをもつ¹⁰⁹⁾。すでに昭和 2 年 3 月 24 日に直江津出張所（新潟県）、一ノ関出張所、金沢出張所、原町田出張所、府中出張所（東京府）、厚木出張所（神奈川県）が尾沢製糸所に配属の決定をみていた¹¹⁰⁾。直江津出張所は、その後須坂田中製糸所に移管し、更に昭和 4 年 2 月 25 日に関山・田中両買入所を除き、同製糸所から下諏訪製糸所への移管となる¹¹¹⁾。そしてさらに、昭和 5 年より武井製糸所所属となる。府中・厚木両出張所も

尾沢製糸所配属後、程無く他製糸所へ移管したものである。

第8表は、昭和4年における尾沢製糸所所属の上諏訪出張所（又は繭買入所）、松本出張所（又は繭買入所）、取手出張所、一ノ関出張所、金沢出張所の土地と建物について合計した各面積を表している。

昭和4年に購繭出張所の敷地面積は合計5,378.13坪（宅地と畑）であり、このうち95％は片倉製糸の所有地であった。同年中に敷地面積の変動はない。大正15年8月8日開催の取締役会に一ノ関出張所隣接地買入登記済につき、周旋人の第八十八銀行酒井良治氏へ謝礼の件が上呈されており、一ノ関出張所の拡張が進められていた¹¹²⁾。

次に、建物についてみると、昭和4年に購繭出張所合わせて建坪1,569.53坪、延坪2,674.88坪である。同年中に建坪で334.65坪、延坪で721.65坪がそれぞれ増加する。前年に較べ、建坪・延坪共3割前後の拡大である。やや遡って購繭出張所の増改築について述べると、一ノ関出張所の模様替工事（予算額142円）と花巻出張所移転のため予算増額した一ノ関出張所の荷造場底工事（予算額6,932円）追認の件がそれぞれ大正15年9月18日及び昭和3年12月6日の取締役会に議案として提出されていた¹¹³⁾。また昭和3年12月20日の取締役会に金沢出張所の荷受玄関工事（予算額1,310円）の件が上呈の上、許可される¹¹⁴⁾。この工事は、表口架橋及び荷受7.5坪（3間×2.5間）の増築である。そのほか、昭和3年2月7日開催の取締役会において、現在2室の取手出張所蒸殺室を移転し、3室とする改築工事（予算額1,471円）について審議する¹¹⁵⁾。取手出張所に関しては、昭和4年1月28日の取締役会において乾燥機改造の案件が承認され¹¹⁶⁾、同年4月30日に乾燥場改築工事と帯川汽熱二段式の改造が完了する¹¹⁷⁾。また同年11月8日開催の取締役会で、取手出張所の乾燥機増設の案件が可決をみており¹¹⁸⁾、いずれ乾燥室の改築を伴うことになろう。

尾沢製糸所所管の上諏訪・松本両出張所（又は繭買入所）は、設置場所からして諏訪郡、東筑摩郡を購繭地域の中心地としていたのであろう。この点

第9表 尾沢製糸所所属出張所別購繭量（昭和4年）

	購繭量	備 考
取手出張所部内	81,237 ^貫	1万貫以上購入産地＝塗戸、小絹
金沢出張所 //	82,959	うち、金沢製糸所分5,252貫
原町田出張所 //	35,129	
一ノ関出張所 //	67,634	うち、平野製糸所分7,702貫
尾沢製糸所 //	46,985	1万貫以上購入産地＝鯉沢、大池
計	313,944	

（資料）第8表と同じ。

後述。

（2）購繭出張所の原料繭購入量

尾沢製糸所の主要購繭地方（1万貫以上の原料繭購入産地）として、昭和2年には各購繭出張所の中で取手出張所の塗戸・龍ヶ崎両買入所、一ノ関出張所の千厩買入所を挙げることができる¹¹⁹⁾。龍ヶ崎町は養蚕・製糸業が盛んで、大正3年には新町に龍ヶ崎繭市場が設立された¹²⁰⁾。同町は、茨城県内の主要な繭集散地として、大正4年に6,236石¹²¹⁾、同12年には10万貫¹²²⁾の取引をそれぞれ行っていた。千厩は、江戸時代に繭、紅花、生糸、日用品鉄器などの生産を行うほか、一ノ関から気仙沼に至る気仙沼街道の仲継駅、地方商業都市として地域の中心にあり、近代においても周辺村落の中核都市として発展した¹²³⁾。千厩町には明治35年に東磐井郡立蚕業学校（後に県立養蚕学校と改称）が設置されており、また昭和6年に至り片倉の傍系製糸会社である岩手県は製糸会社千厩工場が町内に設立される。千厩町の生糸産額は昭和9年に同町総生産額の過半を占めるに至り、製糸の町として繁栄することになる¹²⁴⁾。

尾沢製糸所は、昭和2年8月20日に同製糸所所轄の「繭買場」に撰繭台を6台（代金81円）配置する。配置場所は、諏訪郡内では飯島、中河原、有賀、

中新田、東筑摩郡では大池、それに東京府の原町田である¹²⁵⁾。原町田出張所もこの中に含まれている。撰繭台の配置が諏訪郡内に多数集中しているのは、同地域が恐らくは上諏訪出張所（又は繭買入所）の統轄下であって、尾沢製糸所の長野県内における有力購繭産地であったことを示唆していよう。大池買入所に撰繭台を配置したのは、同地が長野県下有数の養蚕村であり、尾沢製糸所の重要な購繭拠点の1つであったことによるのであろう。この点後述。大池買入所は開設場所からして、松本出張所の管轄であろうか。原町田出張所に撰繭台の設置が遅れたのは、購繭出張所の中で取手・一ノ関・金沢各出張所が大正末年までに開設されているのに対し、開設年次が最も新しいためであることに由来しよう¹²⁶⁾。

昭和4年には、第9表に示すように、尾沢製糸所の主要購繭地方は、取手・金沢・原町田・一ノ関各出張所部内及び尾沢製糸所直轄部内である。前者の内、取手出張所管内では昭和2年に続いて塗戸、それに小絹がとりわけ重要購繭産地である。また後者のうち、鯉沢（山梨県南巨摩郡）と大池（長野県東筑摩郡）が特に重要な購繭地であった。鯉沢には富士川舟運の河岸（富士川三河岸の中心河岸）があり、江戸時代より河川交通の要地として繁栄してきた¹²⁷⁾。当地には郡役所その他の公官庁が設置され、南巨摩郡の政治の中心地でもあった。鯉沢町は甲府市に次ぐ、山梨県を代表する繭集散地であり、大正12年には342,300貫の繭取引を行っている¹²⁸⁾。また「山方三か村」といわれた大池村、小坂村、竹田村が明治22年市町村制施行により成立した、山形村は蚕種製造に始まり、養蚕・製糸業で栄えた。同村の養蚕戸数は明治17年に650戸、大正12年には870戸にのぼり、殆ど同村農家が養蚕業に従事する。収繭量は1戸平均110貫、中には600貫取りの養蚕農家もあり、山形村は「県下一の養蚕村」といわれた¹²⁹⁾。

尾沢製糸所は、昭和4年に同製糸所所属の購繭出張所4ヶ所の収繭分を合わせて30万貫を越す原料繭を購入しているが、このうち金沢出張所の購繭量の中から5,252貫を金沢製糸所に、また一ノ関出張所の購繭量の中から7,702

貫を平野製糸所にそれぞれ供給していた。

尾沢製糸所の購繭範囲は、長野県内、とくに諏訪郡、東筑摩郡のほか、山梨県、茨城県、東京府、石川県、岩手県などの諸府県に及ぶ。東日本各地に集中して、西日本には購繭産地をもたないのが、尾沢製糸所の特徴であった。尾沢製糸所の原料繭購入量のうち、取手出張所と金沢出張所で過半を占めている。両出張所は開設年次が先行しており、尾沢製糸所の原料繭購入の上で枢要の地位にあったといえよう。

別の内部資料では、昭和2年に尾沢製糸所は、取手出張所購入分と一ノ関出張所購入分を合わせて161,177貫（春・夏秋繭）を購入しており、特約取引率は前者が27.3%、後者が48.0%であった¹³⁰⁾。ただし、一ノ関出張所の場合は、春繭取引に限られる。一ノ関出張所の特約取引率は片倉の諏訪郡内製糸所の中では著しく高く、一ノ関出張所では特約取引と普通取引が相半ばするまでになる。昭和3年に、取手出張所と一ノ関出張所の所在する茨城県と岩手県の特約取引率がそれぞれ25.9%と3.9%であった¹³¹⁾ことから、一ノ関出張所の特約取引率の高さが一段と際立つ。一ノ関出張所同様、岩手県所在の片倉製糸盛岡製糸所の特約取引率は昭和2年に31.2%（春繭のみ）であった¹³²⁾ことから、片倉製糸は岩手県において特約取引の先導的役割を果たしていたことになる。片倉製糸が茨城県内に設置した土浦出張所と取手出張所の特約取引率は同年共に、20%台にとどまる。下館出張所については、不明である。

次に、特約養蚕組合に対する「施設」についてみると、取手出張所は、前述のように大正14年11月21日～同月28日と翌15年4月23日～昭和2年2月22日までの期間に岐阜田中製糸所、高知製糸所、愛知製糸所など16製糸所及び土浦・佐原・多治見各出張所と共に、産繭向上会を開催する¹³³⁾。尾沢製糸所は、昭和2年4月18日に金沢・取手・一ノ関各出張所常置員を召致し、昭和2年度の購繭に関する組合政策、常置員事務等に関する打合会を設ける¹³⁴⁾。また尾沢製糸所は、同年5月25日に取手出張所管内の特約養蚕組合へ

上蔭改良実行委員囑託書を発送し、同年7月28日には一ノ関出張所管内の特約養蚕組合へ派遣の養蚕技術員10名が来所し、工場と養蚕組合に対する説明をして視察の上、普及団へ送る¹³⁵⁾。昭和2年に尾沢製糸所の特約組合政策は、取手出張所、一ノ関出張所に重点が置かれていたようである。片倉＝尾沢製糸所は、特約養蚕組合に優良蚕種の配布や養蚕技術員の派遣及び桑園・養蚕飼育の指導のほかに、肥料・桑苗・蚕具等の購入斡旋、養蚕資金の融通貸付なども程度の差はあれ行っていたであろう。

昭和3、4年に入ると、片倉製糸の蚕業組織の系統化が進み、特約養蚕組合に対する「施設」が拡充する。昭和4年4月10～11日に尾沢製糸所講堂において、養蚕技術員研究会を開催しており、尾沢製糸所管内の原町田・金沢・取手各出張所部内から32名が出席する¹³⁶⁾。同研究会終了後、関東方面の養蚕技術員は同月12日に全員赴任し、金沢出張所管内の養蚕技術員は同月17日に赴任地に向けて出発した。昭和4年3月18日に一ノ関出張所管内の養蚕技術員打合会を仙台において合同開催し、尾沢製糸所青木所長が出席する。

尾沢製糸所管内の養蚕技術員研究会・打合会に先立ち、昭和4年1月19日～21日に片倉本社において原料・蚕業両主任合同研究会を開催する。そしてさらに、同年1月25日～3月19日までの間に蚕業技術員及び原料員の蚕業研究会を普及団、鳥栖、大分、鹿児島、高知、上井、諏訪（下諏訪カ）、岐阜、大宮、熊谷、岩代、仙台の各製糸所において合同開催していた¹³⁷⁾。昭和3年においても同様に、片倉の研究所において各所購繭主任・蚕業主任合同研究会と購繭員・蚕業技術員・原料関係者合同の蚕糸業研究会を普及団ほか製糸所13ヶ所において合同開催していたのである¹³⁸⁾。さらに昭和5年も引き続き、原料主任・蚕業主任合同研究会と蚕糸業研究会を開催する¹³⁹⁾。片倉製糸では蚕業＝特約組合政策の基本方針は各種研究会・打合会などを通じて本社から各製糸所へ、さらに購繭出張所へと周知徹底する仕組みが構築されていた。

また昭和4年6月7、8両日に、取手出張所部内と原町田出張所部内の購

繭打合会をそれぞれ尾沢製糸所において開催する¹⁴⁰⁾。同年10月23日には尾沢製糸所管轄管内の各出張所主任の打合会を行っていた¹⁴¹⁾。現場責任者の会合は、片倉製糸の蚕業政策を遂行する上で、現実的な立案・実行組織としての意味を持つ。

昭和4年1月15日より1ヶ月間の予定で、原町田出張所、取手出張所各部内の養蚕組合に講話会を開催する¹⁴²⁾。また特約組合員の尾沢製糸所視察も行われた。同年3月30日に一ノ関出張所萩荘組合員・石川千代太夫外13名が視察のため来所し、さらに7月21日には取手出張所部内の特約組合幹部70名が、10月20日に原町田出張所部内の特約組合員112名がそれぞれ視察団として尾沢製糸所を参観する¹⁴³⁾。また片倉製糸は、特約養蚕組合に対する「施設」として、「利益金分配」を行う。昭和4年4月20日に片倉本社の査定に基づく尾沢製糸所管内の特約養蚕組合へ交付する本年度特別奨励金総額が9,370円に決定する。内訳は金沢出張所部内1,690円、原町田出張所部内570円、一ノ関出張所部内3,770円、取手出張所部内3,340円であった¹⁴⁴⁾。特別奨励金の交付額からみると、一ノ関出張所と取手出張所の特約取引は、金沢・原町田両出張所よりも盛んであったことを窺わせる。取手出張所は、茨城県において特約取引を拡大した結果、昭和8年には組合数106（春蚕、以下同）、組合員1,787人、特約購繭量63,286貫に達し、先に述べた同2年より特約数量において3.6倍の増加をみる¹⁴⁵⁾。この購繭量は、県内では平野製糸所所属の土浦出張所に次ぎ、土浦に乾繭場を設置していた郡是製糸の購繭量を上回っていた。

尾沢製糸所は、昭和4年6月27日に取手・原町田両出張所部内へ「撰繭業手」を派遣する¹⁴⁶⁾。すでに述べたように、原料繭全体としては品質優良なるにもかかわらず、その中に僅かに死籠繭、不良繭、織度不斉の繭が混入していた場合、生糸の糸條斑、織度、らい節、色沢等に著しく劣等の成績を示すことがある。このため、これら不良繭を充分によく選出することは、生糸の格を向上する上において特に必要なことであった¹⁴⁷⁾。したがって、不良

第10表 尾沢製糸所所属出張所設置の乾燥機（昭和2，4年）

	昭和2年	昭和4年
取手出張所	帯川式（6台入）4室，蒸殺室堀内式2室	大和三光1台，汽熱上下15棚入2室
金沢出張所	秋葉式1台，蒸殺室堀内式2室	秋葉式1台，汽熱6段1室
原町田出張所	汽熱帯川式1台	帯川式1台，汽火熱併用11棚入1室
一ノ関出張所	帯川三光式特1号1台，蒸殺室堀内式2室	大和三光1台，汽熱上下15棚入2室

（資料）『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』，『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』より作成。

繭の混入が生糸の品位・格付けに重大な影響を及ぼしかねない事態に陥る危険性を避けるために熟練した選繭女工を派遣し，不良繭の選別を厳格化したのである。他製糸所も同様に，所属購繭出張所部内に選繭女工の派遣を行っていたであろう。

尾沢製糸所雇用の女工の主要出身地（女工100人以上）は，昭和2年に上伊那郡185人，北安曇郡146人，山梨県269人，新潟県195人¹⁴⁸⁾，昭和4年には上伊那郡154人，北安曇郡128人，山梨県256人，新潟県192人であった¹⁴⁹⁾。昭和4年1月9日に，本年度購繭区域拡張のため山梨県黒沢方面の特約組合設立計画を樹立し，尾沢製糸所青木所長が出向する¹⁵⁰⁾。また昭和2年に新潟県の直江津出張所が尾沢製糸所に配属決定するなど，産繭地盤と女工地盤の一定の関係がみられる。

（3）購繭出張所設置の乾燥機

第10表は，尾沢製糸所所属の購繭出張所設置の乾燥機を示す¹⁵¹⁾。

尾沢製糸所設置の乾燥機については，不明である。尾沢製糸所所属の購繭出張所は，昭和2年の秋葉式（秋場式の誤りか），帯川式，帯川三光式各乾燥機を使用していた。原町田出張所を除き，金沢・一ノ関・取手各出張所は，

堀内式蒸殺器を用いている。昭和4年には、各出張所共に汽熱式乾燥機に統一する。原町田出張所の乾燥機は、汽・火熱併用の乾燥機であった。後述するように、尾沢製糸所所属の4繭集出張所のうちで、昭和2～4年に取手出張所のみ片倉製糸の取締役会に乾燥機の改造・増設について審議し、残る3出張所は汽熱乾燥機への改造又は新設などについては議案提出がみられないことから、昭和2年の時点では取手出張所を除き、金沢・一ノ関・原町田各出張所共、汽熱式乾燥機を設置していたのであろう。昭和4年に一ノ関・原町田各出張所設置の帯川式、帯川三光二段式汽熱乾燥機（大和三光）は棚差式であり、金沢出張所の秋葉（又は秋場）式汽熱乾燥機は自動輸送式であった。

取手出張所に関しては、前述したように昭和3～4年に蒸殺室の改築と乾燥機の改造・増設が進む。即ち、昭和3年2月7日開催の取締役会において現在の2室の蒸殺室を移転し、3室にする改築案（予算額1,471円）が上呈されていた¹⁵²⁾。また翌昭和4年1月28日の取締役会に火熱式乾燥機6台入4室を汽熱二段式乾燥機90尺1室に改造する議案（予算額15,584円）が提出され、可決をみる¹⁵³⁾。この結果を受けて、取手出張所の乾燥場改築工事を進め、同年4月30日に帯川式上下汽熱乾燥機（12尺×90尺）1台（代金9,461円95銭）、汽罐（5尺×30尺）1台（代金2,800円38銭）、還元機1台（代金270円）を設置する¹⁵⁴⁾。さらに同年11月8日開催の取締役会において、上下汽熱式乾燥機1台増設（予算額13,080円）が承認される¹⁵⁵⁾。翌9日に尾沢製糸所に取手出張所の乾燥場・上下汽熱式乾燥機1台の増設許可が下りる¹⁵⁶⁾。取手出張所はまた、昭和5年9月18日の取締役会に、汽熱二段式乾燥機2台に対して汽罐＝半多管式5尺×25尺では「能率不足」のため、多管式6尺×18尺（木村鉄工場製作）に据替え、煙突鉄筋コンクリート（径2尺5寸×90尺）新設に係る、汽罐設備変更（予算額3,712円）の案件が上呈され、可決する¹⁵⁷⁾。乾燥機増設に伴う汽罐能力の強化である。

原町田出張所の乾繭能力は十分ではないとみえて、徳増栄一経営の原町田

乾燥場を共同使用していた。昭和2年5月14日に本年は、尾沢製糸所分だけ取り扱い、他の製糸所の繭は取り扱わないことに「約定」する¹⁵⁸⁾。翌々4年4月6日には、徳増栄一と原町田乾燥場に関して、本年より尾沢製糸所の専用賃貸契約を結ぶ¹⁵⁹⁾。また同年7月26日に尾沢製糸所は徳増栄一経営の原町田乾燥場に電話（代金350円）を設置し¹⁶⁰⁾、同製糸所と原町田乾燥場と間の連絡を密にするため、専用の通信手段を確保するのであった。

4. 下諏訪製糸所

(1) 購繭出張所・繭買入所の土地、建物

下諏訪製糸所所属の購繭出張所は、岩国出張所（山口県麻里布町）と直江津出張所（新潟県直江津町）の2ヶ所である。直江津出張所は、関山・田口両買入所を除き、昭和4年2月25日に須坂田中製糸所より下諏訪製糸所へ移管となった。翌年には直江津出張所は武井製糸所の所属となり、同出張所は変動が激しい。

第11、12表に示すように、直江津出張所の敷地面積は昭和4年に1,509.77坪あり、片倉製糸の所有地であった。同出張所の建物は建坪297坪（延坪394坪）を占める。岩国出張所の土地、建物については不明である。下諏訪製糸所直轄と思われる葦崎買入所（山梨県葦崎町）は昭和2年に敷地（宅地）357坪を借入れて、建築する。同買入所の建坪は120坪（延坪140坪9合）の2階建てで、工事費は8,878円であった。下諏訪製糸所は、昭和2年11月14日に葦崎買入所用として、東京ポンプ会社製5号金庫（代金145円）、電話1口（代金550円）を買入れる¹⁶¹⁾。

昭和4年には下諏訪製糸所は、葦崎買入所に見本桑園314坪（借地）を開設する¹⁶²⁾。また翌昭和5年4月22日に開催の取締役会に、葦崎買入所にトタン葺平家建18坪の蚕種催青室（蚕種収容量2,550枚）新築（予算額586円）に関する議案を提出し、可決している¹⁶³⁾。葦崎買入所に先立ち、岩国出張

第11表 下諏訪製糸所所属出張所・買入所の土地（昭和2，4年）

	昭和2年		昭和4年		備考 (昭和4年度の増減)
	所有地,借地別	面積	所有地,借地別	面積	
直江津出張所	—	— 坪	所有地	1,509.77 ^坪	1,509.77増,移管に伴って
韭崎買入所	借地(宅地)	351.0	借地	671.0	314.0増(見本桑園)

(注)(1) 岩国出張所については不明。

(2) 韭崎買入所の面積（昭和4年）は，昭和2年の借入れの宅地と同4年借入れの見本桑園の合計。

(資料) 『昭和二年度 重要記録 片倉製糸紡績会社庶務課』、昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社より作成。

第12表 下諏訪製糸所所属出張所・買入所の建物（昭和2，4年）

	昭和2年		昭和4年		備考 (昭和4年度の増減)
	建坪	延坪	建坪	延坪	
直江津出張所	— 坪	— 坪	294.0 ^坪	394.0 ^坪	建坪294.0増 延坪394.0増, 移管に伴い
韭崎買入所	120.9	140.9	120.9	140.9	〃 増減なし 〃 増減なし

(注)(1) 岩国出張所については不明。

(資料) 第11表と同じ。

所にも同年1月18日開催の取締役会に瓦葺平家建8坪の蚕種催青室新築（予算額590円）に関する議案が提出され，可決をみる¹⁶⁴⁾。片倉製糸＝下諏訪製糸所の特約取引の進展に伴い，同製糸所管轄下の繭買入所，購繭出張所に見本桑園や蚕種催青室の設置を促すことになったといえよう。

(2) 購繭出張所の原料繭購入量

下諏訪製糸所の購繭量は，第13表に示すように，昭和2年に春・夏秋繭合わせて16万8千貫，このうち岩国出張所部内では33.9%にとどまり，下諏訪製糸所部内（直轄繭買入所）の購繭量が全体の3分の2を占める。昭和4年には，直江津出張所の下諏訪製糸所移管に伴い，下諏訪製糸所直轄部内から

第13表 下諏訪製糸所所属出張所別購繭量（昭和2，4年）

	昭和2年		昭和4年	
下諏訪製糸所部内	春繭 56,000 ^買	夏秋繭 55,000 ^買	春繭 36,000 ^買	夏秋繭 38,000 ^買
岩国出張所	〃 35,000	〃 22,000	〃 35,000	〃 17,000
直江津出張所	—	—	〃 25,000	〃 16,000
計	〃 91,000	〃 77,000	〃 96,000	〃 71,000

（注）（1） 1万貫以上の原料繭購入産地。

（資料） 第11表と同じ。

の繭購入量は減少し、岩国・直江津両出張所で55.7%を賄うことになる。

昭和3年に生繭取引量に占める特約取引繭数量の割合が全国平均39.8%を占める中で、岩国出張所、直江津出張所、韭崎買入所各所在諸県についてみると、山口県はそれが2.0%、新潟県14.8%、山梨県10.0%であり¹⁶⁵⁾、軒並み低いことが判明する。

別な内部資料では、昭和2年に下諏訪製糸所の特約取引率は37.6%であり¹⁶⁶⁾、片倉製糸全体（傍系製糸を含めて）の34.8%¹⁶⁷⁾を若干上回る。

特約養蚕組合に対する「施設」についてみると、昭和2年2月に片倉米穀肥料会社の戸塚常務と一代交配蚕種普及団の山崎技手を講師として、下諏訪製糸所直轄管内において肥料・養蚕講話会を開催する¹⁶⁸⁾。まず、2月20日に韭崎買入所において上記講話会が開催され、特約組合員約五百名が出席し、「盛会」であった¹⁶⁹⁾。次いで同月23日に開催の小県郡長久保新町役場には、特約組合員約百名が出席した¹⁷⁰⁾。また下諏訪製糸所管内において産繭向上品評会が開催されたのか、同年10月26日に同製糸所は、正量取引特約組合員に賞品給与を片倉本社に申請したところ、承認を得る¹⁷¹⁾。その賞と内容等は、1等50円1名、2等25円2名、3等10円5名、4等5円20名、5等1円72名、合計347円・100名、収繭量30貫以内で糸量13匁以上の組合員545名であった。昭和4年4月28日には、特約養蚕組合長会議を開催し、36名が出席する¹⁷²⁾。片倉＝下諏訪製糸所は、特約養蚕組合に優良蚕種の配布や養蚕技

術員の派遣及び桑園・養蚕飼育の指導のほかに、肥料・桑苗・蚕具等の購入斡旋、養蚕資金の融通貸付なども付随的に行っていたよう。

下諏訪製糸所は、1920年代半ばに片倉製糸内部で最も大規模に山梨県において第三者検定による正量取引を行っていた¹⁷³⁾。昭和2年には7月20日より9日間、春繭正量取引口挽立会を開始する¹⁷⁴⁾。下諏訪製糸所は、山梨県における特約取引の拠点として韭崎買入所を据えていたのであろう。韭崎は、江戸時代に甲州街道の宿場、物資の集散・中継地として繁栄する¹⁷⁵⁾。近代に入ると、中央線の開通で一時衰微するが、乗合バスの運行が始まると再び交通の中心的位置を占めることになると共に、養蚕業が韭崎町の主要産業となる¹⁷⁶⁾。韭崎町は、大正4年に甲府市、七里村（東山梨郡）、明穂村（中巨摩郡）、上野原町（北都留郡）に次いで、7千石余¹⁷⁷⁾の繭取引を行う、山梨県における主要繭集散地の一つである。大正12年には、韭崎繭市場は甲府市、鯉沢町、七里村、英村に次ぐ、8万貫弱¹⁷⁸⁾の繭取引を行うまでに発展する。昭和21年には、韭崎町に片倉工業韭崎製糸所が設置される。

下諏訪製糸所では、昭和5、6年に原料繭の70%を特約組合より買入れる計画を立てており¹⁷⁹⁾、この計画実現に向けて見本桑園、蚕種催青室その他の施設を整えつつあったことがわかる。特約取引が未展開な山梨・新潟・山口3県を購繭地にもつ、片倉製糸＝下諏訪製糸所の特約取引拡大方針は、特異性をもつといえよう。やや後年のことになるが、昭和7年に片倉製糸は、山梨県に特約組合数66組合（同組合員772人）を有し、その繭取引数量は61,077貫に及ぶ¹⁸⁰⁾。この取引数量は、同年山梨県内において、特約取引を行った県内外33製糸業者の中で、甲府の矢島組に次いで第2位を占めていた。昭和9年の山梨県における下諏訪製糸所の特約取引の展開は、東山梨・南都留両郡を除く、ほぼ全県に亘る¹⁸¹⁾。東山梨・南都留両郡は片倉製糸八王子製糸所が原料繭地盤としており、下諏訪製糸所と八王子製糸所間で、山梨県内の地盤を分け合っていたことが窺われる。

下諏訪製糸所は、昭和4年5月25日に「太陽灯」6個（代金968円）を購

入している¹⁸²⁾。「太陽灯」は、川岸製糸所や平野製糸所の場合と同様に、選繭工程などに使用されたのであろう。

昭和2年5月15日に川岸事務所において諏訪合同購繭主任打合会が開催され、下諏訪製糸所からは中沢所長、事務長外2名が出席する¹⁸³⁾。翌々昭和4年には、既述の1月19日に片倉本社開催の原料・蚕業両主任合同会議に出席する¹⁸⁴⁾ほか、5月14日には片倉館にて開催の購繭研究会に下諏訪製糸所所長外6名が出席した¹⁸⁵⁾。これに承けて、翌15日に下諏訪製糸所管内において従事の購繭員研究会を開催する¹⁸⁶⁾。片倉製糸の蚕業政策を遂行するために、幹部から現場従事者に至る系統的組織化が確立していたと看做すことができる。

下諏訪製糸所雇用の女工の主要出身地（女工100人以上）は、昭和2年に山梨県232人、諏訪郡185人、北佐久郡160人¹⁸⁷⁾、昭和4年には山梨県227人、諏訪郡238人、北佐久郡139人であった¹⁸⁸⁾。山梨県は、下諏訪製糸所の購繭地盤であると共に、女工地盤を諏訪郡内の片倉の製糸所の中では尾沢製糸所と、また諏訪郡は平野製糸所とそれぞれ分け合っている。北佐久郡については、片倉の諏訪郡内4製糸所の中で、唯一下諏訪製糸所の女工地盤としていた。北佐久郡は、下諏訪製糸所の長野県内における購繭区域に含まれていたであろう。購繭出張所の役割は購繭活動に限定されるものではなく、これと不可分の関係に職工募集を据えていたことを物語る、次の指摘を掲げよう。松本製糸所所属の明科出張所（建家延坪141.25坪、時価2,000円）売却承認の件が昭和4年1月28日の取締役会に議案として上呈された際に、その売却理由を「現今購繭及職工募集等ニ必要ナシ」と説明していた¹⁸⁹⁾。この購繭出張所の閉鎖理由は、購繭区域と職工募集区域が一体化していたことを示しているといえよう。

(3) 購繭出張所設置の乾燥機

第14表に示すように、下諏訪製糸所所属の購繭出張所設置の乾燥機につい

第14表 下諏訪製糸所所属出張所設置の乾燥機（昭和2，4年）

	昭和2年	昭和4年
岩国出張所 直江津出張所	旧式火力乾燥機1台 —	三光式上下汽熱乾燥機1台 なし

（資料） 第11表と同じ。

ては、岩国出張所では、昭和2年から同4年にかけて旧式火力乾燥機1台を廃止し、三光式上下汽熱乾燥機1台を新設する。火熱式乾燥機から汽熱式乾燥機へ、トンネル式新型乾燥機への更新である。この経過を取締役会の審議から追ってみると、昭和3年1月28日開催の取締役会に岩国出張所の乾燥設備を改造し、上下汽熱10台入乾燥機新設（予算額13,786円）の案件が上呈されたが、審議の結果、保留となる¹⁹⁰⁾。次いで同年2月7日の取締役会に前回同様、岩国出張所の乾燥場増築案（上下汽熱10台入新設）が再び提出された¹⁹¹⁾。こうして取締役会の承認を経て、先の汽熱二段式乾燥機の新設となる。

直江津出張所の繭乾燥機は「ナシ」とあるが、昭和4年5月30日に「蒸殺用汽罐」（代金153円）を購入している¹⁹²⁾ことから、殺蛹機器は備えていたのであろう。岩国出張所では生繭を本乾仕上げとし、直江津出張所では生繭殺蛹後、下諏訪製糸所へ輸送し、同製糸所にて本乾繭にしていたのであろう。前者の本乾と後者の殺蛹は、繭輸送距離の遠近にもとづくものといえよう。なお直江津出張所の乾燥機設置については、昭和5年4月8日開催の取締役会に、片倉製糸の石原製糸所設置の秋葉式乾燥機を直江津出張所に移転する議案が上呈されたが、否決される¹⁹³⁾。

下諏訪製糸所設置の乾燥機については、昭和3年12月6日開催の取締役会に、旧米国式乾燥機を取壊し、上下汽熱式12台入乾燥機の新設工事（予算額12,197円）に関する議案が提出される¹⁹⁴⁾。翌昭和4年5月15日に三光式上下汽熱乾燥機（12棚入）1台の新設（工費14,100円）をみる¹⁹⁵⁾。

おわりに

昭和初年における片倉製糸4工場（長野県諏訪郡所在）の繭集荷機構の実態分析によって明らかとなった主要な諸点を指摘しておこう。

片倉製糸は、昭和2年3月に業務制度の改正に依り、本社原料課の統轄下にあった全国購繭出張所を各製糸所へ移管することになる。ただし、購繭出張所の所属先は限らずしも固定的ではなく、一部の購繭出張所（及び繭買入所）は片倉の製糸所間を移動する場合もあり、また必要に応じて不足原料繭を他製糸所所属の購繭出張所から供給される関係にあった。

川岸製糸所（昭和2年釜数1,142釜）は、県内直轄繭買入所のほか、伊那・赤穂・木曽福島・千葉・佐原・下館・福山・秋田・大井各出張所を管轄下に収めており、昭和2年には朝鮮大邱からも1万貫の原料繭を調達していた。片倉の諏訪郡内4製糸工場はもとより、片倉の全製糸工場の中で最も広範囲な地域から購繭していたとみることができる。平野製糸所（同年釜数920釜）所属の購繭出張所は、土浦出張所、長岡出張所であり、同製糸所直轄の繭買入所として塩尻買入所、紀三井寺買入所などを所管する。尾沢製糸所（同年釜数842釜）は、長野・山梨各県内に直轄繭買入所を設置するほか、取手・金沢・原町田・一ノ関各出張所を管轄下に置き、金沢出張所と一ノ関出張所は各購繭量の中から一部を金沢製糸所と平野製糸所へ提供していた。下諏訪製糸所（同年釜数458釜）は、直轄繭買入所として韭崎買入所などのほか、同製糸所所属の購繭出張所として岩国出張所、直江津出張所を管轄する。片倉製糸設置の購繭出張所・繭買入所を通じて養蚕農民と直接繭取引していたことは、その後の特約取引を展開する上で、有利に作用することになったのであろう。

上記各製糸所所属の購繭出張所・繭買入所の敷地は、片倉製糸の所有地あるいは借地のみであったり、所有地と借地から構成されていたりして様々であ

ったが、昭和2年から同4年にかけて敷地面積の拡張と社有地化が進みつつあった。佐原出張所には模範桑園、葦崎買入所には見本桑園が設置され、後者の場合は新たに借地をして、これに充てていた。

片倉の諏訪郡内4製糸工場所属の購繭出張所・繭買入所の建物は、昭和2～4年に新築や増改築をしている場合が多く、下館出張所の移転新築のほか、佐原出張所、下館出張所、長岡出張所において蚕種催青室の新增設、さらに翌昭和5年にかけて岩国出張所や葦崎買入所においても蚕種催青室の新築が行われる。同年に土浦出張所には、肥料置場の新築が片倉本社より認可される。また購繭量の増加と共に、乾燥機の増設や火熱式乾燥機から汽熱式乾燥機への改造が行われ、これに伴い乾燥室、汽罐室等の増改築工事などが行われていた。購繭出張所には繭買入場、荷造場、乾燥室、汽罐室、湯殿、炊事場、乾燥掛の寝室、便所、物置などがあった。

昭和3、4年に入ると、片倉製糸の蚕業組織の系統化が進む。まず片倉本社において原料・蚕業両主任合同研究会が開催され、次いで地域ブロック別に数ヶ所の製糸所と購繭出張所から原料・蚕業関係者、購繭員、蚕業技術員などが参集する蚕糸業研究会、さらに各製糸所レベルの養蚕技術員研究会などが開催される。片倉製糸では、蚕業＝原料政策の基本方針は、原料・蚕業両主任合同研究会さらに蚕糸業研究会、養蚕技術員研究会などを通じて、本社から各製糸所へ、さらに購繭出張所へ伝達・浸透し、具体化する仕組みが構築されていた。またその一方で、優良蚕種の配布や養蚕技術員の派遣及び桑園・養蚕飼育の指導に留まらない特約養蚕組合に対する「施設」が拡充する。購繭出張所・繭買入所の敷地拡張及び繭乾燥器の改造を伴う建物の新築・増改築に加えて、上記模範桑園、見本桑園それに蚕種催青室、肥料置場等の設置は、産繭向上品評会の開催や養蚕組合講話会、優良組合表彰、特別奨励金交付などと共に、片倉製糸の蚕業＝特約組合政策に基づく、優良原料を確保する上で必要な条件整備が進行していたことを示唆していよう。

選繭の精粗は、繰糸工程・糸量・糸質に重大な影響を及ぼすことから、片

倉製糸では熟練した「撰繭業手」を購繭出張所管内に派遣したり、選繭用具としての「撰繭台」、「太陽燈」の使用を積極的に勧めたり、設置していった。

片倉の諏訪郡内4製糸所や遠隔地にある購繭出張所に設置した繭乾燥機は、昭和初年に火熱式から汽熱式乾燥機への改造が進んでおり、中には自動輸送式の大和式六段型乾燥機を採用していた。片倉は、製糸所、購繭出張所共に、限らずしも統一した乾燥機を設置していたわけではなく、三光式、帯川三光式のほかに、秋場式、今村式、帝国式などの乾燥機を使用していたのである。またイオン式乾燥機は一時全国的な広がりをもって、片倉の製糸工場等で使用されたが、短期間のうちに取壊・改造が行われたことが判明する。上述の選繭・乾繭工程の改善は、優良生糸を求めるアメリカ生糸市場の動向に対応した製糸技術の高度化の一環と捉えることができよう。片倉製糸が高度な高級生糸生産（＝高級糸市場の独占）を実現する上で、現業と繭業の合理的な全機構的革新（生産技術・設備の高度化を含む）は不可欠であったといえよう¹⁹⁶。

片倉の諏訪郡内4製糸工場では、地域的に購繭地盤と女工募集地盤は密接な関係をもっていることが多く、また長野県内及び隣接諸県においては、購繭区域と女工募集区域を分け合っていたようである。後者に関しては、諏訪郡を平野製糸所と下諏訪製糸所、上伊那郡を川岸製糸所と平野製糸所及び尾沢製糸所、新潟県を川岸製糸所と尾沢製糸所、山梨県を尾沢製糸所と下諏訪製糸所がそれぞれ分け合い、東・西筑摩郡を平野製糸所が、北安曇郡を尾沢製糸所が、北佐久郡を下諏訪製糸所が、岐阜県を川岸製糸所がそれぞれ主要な女工募集地盤としていた。

片倉製糸の諏訪郡内4工場以外の繭集荷機構については、別稿において究明する予定である。

註

- 1) 松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』東京大学出版会、1992年、192～193

頁。

- 2) 石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会、1972年。小野征一郎「製糸独占資本の成立過程」(安藤良雄編『両大戦間の日本資本主義』東京大学出版会、1979年)など。
- 3) 榎西光速編『現代日本産業発達史』繊維上、交詢社出版局、1964年、465～467頁。清川雪彦氏は、煮繭工程の技術革新は「多条繰糸機の幅広い導入・普及を準備するための前提条件であった」と評価している(同著『日本の経済発展と技術普及』東洋経済新報社、1995年、293頁)が、乾繭工程の技術革新については論及を欠く。
- 4) 『自大正十三年至昭和三年 所長会議関係雑書類 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- 5) 本位田祥男『総合蚕糸経済論』上巻、有斐閣、1973年、328頁。
- 6) 『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』1941年、282頁。
- 7) 前掲榎西光速編『現代日本産業発達史』繊維上、466頁。山内豊二氏は、大正末期に気熱式乾燥機が中心となったと述べている(同著『日本農業論考』御茶の水書房、1997年、163頁)が、個別製糸企業において使用する乾燥機の変遷や機種統一の進展度合、乾繭能力などについての究明を欠いている。
- 8) 前掲本位田祥男『総合蚕糸経済論』上巻、332頁。
- 9) 海野福寿「山十製糸株式会社の経営」(『横浜開港資料館紀要』第1号、1983年、64頁)。
- 10) 同上、102頁。
- 11) 川岸製糸所所属の各購繭出張所の所在地は、『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』1941年、252～256頁参照。以下、片倉の製糸工場所属の購繭出張所所在地については、上記片倉二十年誌による。
- 12) 『自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- 13) 出張所とその所属購買入所の区分は、判明しない。宅地、田、畑の合計である。
- 14) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 15) 同上。議案の中で、佐原出張所の模範桑園設置の場合、初年度(予算)支出106円60銭、収入14円、差引92円60銭不足を想定している。
- 16) 同上。
- 17) 同上。
- 18) 同上。
- 19) 同上。

- 20) 『昭和四年度 取締役会議案綴 庶務課』。
- 21) 同上。
- 22) 同上。
- 23) 同上。
- 24) 同上。
- 25) 同上。
- 26) 五十嵐友幸『繭特約取引とその本質』明文堂，1973年，2～3頁・第1表，第2表参照。
- 27) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 28) 同上。
- 29) 『昭和四年度 取締役会議案綴 庶務課』。
- 30) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 31) 『昭和五年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 32) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』272～275頁。
- 33) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 34) 『自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- 35) 同上。
- 36) 「養蚕組合同組合外購繭成績比較」（『自大正十三年至昭和三年 所長會議關係雜書類 片倉製糸紡績株式会社庶務課』）。
- 37) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 38) 「茨城蚕糸の歩み」編集委員会編『茨城蚕糸の歩み』茨城県農林水産部蚕糸課，1990年，226～227頁。
- 39) 同上。
- 40) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 41) 河東田辰雄『最近製糸詳説』明文堂，1926年，92頁。
- 42) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 43) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。昭和4年12月15日に川岸製糸所閉業し，翌16日より18日までに帰郷職工は，伊那方面1,136人，北安（疊）方面29人，新潟県直江津方面84人，長岡方面367人，犀潟方面53人，岐阜県白河方面47人，坂下方面79人であった。
- 44) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。⊖式汽熱乾燥機は，川岸製糸所の改造に係わる乾燥機であろう。
- 45) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 46) 同上。

- 47) 同上。
- 48) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 49) 鈴木三郎『乾燥論』明文堂、1938年、405～406頁。
- 50) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 51) 『昭和四年度 取締役会議案綴 庶務課』。
- 52) 同上。『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 53) 『自大正十三年至昭和三年 所長会議関係雜書類 片倉製糸紡績株式会社 庶務課』。
- 54) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』、『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 55) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 56) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 57) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 58) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 59) 『自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- 60) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 61) 同上。
- 62) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 63) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 64) 『自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- 65) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 66) 『自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- 67) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 68) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 69) 『昭和五年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 70) 敷地面積については、出張所管内の繭買入所を含む数値か、否かは明らかでない。
- 71) 『昭和五年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 72) 土浦「川口町街路」と「新開地通路」に囲まれた、片倉製糸の土浦出張所と旧尾沢組借入地は橋本屋旅館使用地を挟んで隣接しており、この土浦出張所の右隣には常磐銀行土浦支店があった。
- 73) 『昭和五年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績会社庶務課』。尾沢徳兵衛は農工銀行に12万円の負債があり、貸地の片倉製糸土浦出張所敷地とその隣接地合せて1,500坪を片倉製糸に売却し、この返済に充当しようと目論む。

- 74) 『昭和四年度 取締役会議案綴 庶務課』。
- 75) 『自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- 76) 同上。
- 77) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』253頁の土浦出張所の所在地は、土浦市桜川町3,948である。
- 78) 『昭和四年度 取締役会議案綴 庶務課』。
- 79) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 80) 同上。
- 81) 『昭和四年度 取締役会議案綴 庶務課』。
- 82) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 83) 『昭和四年度 取締役会議案綴 庶務課』。
- 84) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 85) 前掲河東田辰雄『最近製糸詳説』93頁。
- 86) 「養蚕組合同組合外購繭成績比較」(『自大正十三年至昭和三年 所長会議関係雑書類 片倉製糸紡績株式会社庶務課』)。
- 87) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』「年表」15～16頁。
- 88) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 89) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 90) 前掲『茨城蚕糸の歩み』226～227頁。
- 91) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 92) 同上。
- 93) 同上。
- 94) 同上。『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 95) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- 96) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 97) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 98) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 99) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』「年表」19頁。
- 100) 前掲鈴木三郎『乾燥論』401～402頁。
- 101) 同上, 64頁。
- 102) 『昭和四年度 取締役会議案綴 庶務課』。
- 103) 『昭和五年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 104) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 105) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。

- 106) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 107) 同上。
- 108) 『昭和五年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 109) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 110) 同上。
- 111) 同上。
- 112) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 113) 同上。
- 114) 同上。
- 115) 同上。
- 116) 同上。
- 117) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 118) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 119) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 120) 『角川日本地名大辞典』茨城県, 角川書店, 1983年, 1, 135頁。
- 121) 工藤啓次郎『繭市場論』(『大日本蚕糸会報』326号, 大正8年) 237頁。
- 122) 山崎梅治『繭取引に関する研究』蚕糸業同業組合中央会, 1939年, 11頁。
- 123) 『角川日本地名大辞典』岩手県, 角川書店, 1985年, 1, 116～1, 117頁。
- 124) 同上。
- 125) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 126) 拙稿「片倉製糸の繭活動と原料繭輸送」(『社会科学年報』第35号, 2001年) 116頁・第9表参照。
- 127) 『角川日本地名大辞典』山梨県, 角川書店, 1984年, 242～243頁。
- 128) 前掲山崎梅治『繭取引に関する研究』14頁。
- 129) 『角川日本地名大辞典』長野県, 角川書店, 1990年, 1, 578～1, 579頁。
- 130) 「養蚕組合同組合外繭成績比較」(『自大正十三年至昭和三年 所長会議関係雑書類 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。同資料には, 尾沢製糸所の長野県及び金沢・原町田両出張所の繭分を計上していない。特約取引の有無や僅少と関係することが考えられる。
- 131) 前掲五十嵐友幸『繭特約取引とその本質』2～3頁・第2表参照。
- 132) 「養蚕組合同組合外繭成績比較」(『自大正十三年至昭和三年 所長会議関係雑書類 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- 133) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』「年表」15～16頁。
- 134) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。

- 135) 同上。
- 136) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 137) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』「年表」20頁。
- 138) 同上，18頁。
- 139) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 140) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 141) 同上。
- 142) 同上。
- 143) 同上。
- 144) 同上。
- 145) 前掲『茨城蚕糸の歩み』226～227頁。
- 146) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 147) 中川房吉『糸格向上製糸法』明文堂，1933年，246頁。
- 148) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 149) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 150) 同上。
- 151) 資料には，取手出張所設置の乾燥機は帯川式（6台入）4台，蒸殺室堀内式3室とあるが，後述するように片倉製糸の『取締役会議案』の記述から訂正した。
- 152) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 153) 同上。
- 154) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 155) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 156) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 157) 『昭和五年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 158) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 159) 同上。
- 160) 同上。
- 161) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 162) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 163) 『昭和五年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 164) 同上。
- 165) 前掲五十嵐友幸『繭特約取引とその本質』2～3頁・第1表，第2表参照。

- 166) 「養蚕組合同組合外購繭成績比較」(『自大正十三年至昭和三年 所長會議関係雜書類 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。同資料には、岩国出張所の購繭量記載がなく、下諏訪製糸所の購繭量は数量から判断して、同製糸所直轄管内からの購入分に限られるようである。
- 167) 前掲松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』192頁。
- 168) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- 169) 同上。
- 170) 同上。
- 171) 同上。合計金額は、資料のまま。
- 172) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 173) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』269頁。
- 174) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 175) 前掲『角川日本地名大辞典』山梨県, 902～903頁。
- 176) 同上, 905～906頁。
- 177) 前掲工藤啓次郎『繭市場論』237頁。
- 178) 前掲山崎梅治『繭取引に関する研究』14頁。
- 179) 『昭和五年自二月十五日至二月十八日 所長會議記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 180) 小宮山寛六編『山梨県蚕糸業概史』山梨県蚕糸業概史刊行会, 1959年, 214頁。
- 181) 同上, 218～219頁。
- 182) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』
- 183) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- 184) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 185) 同上。
- 186) 同上。
- 187) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。片倉製糸が諏訪郡以外の長野県内に設立した製糸工場のうち、武井製糸所(所在地:上伊那郡伊那富村)雇用の主要女工出身地(女工100人以上)は、昭和2年に上伊那郡792人, 東筑摩郡335人であった。片倉製糸では主要女工地盤として上伊那郡を武井製糸所のほか、川岸製糸所・平野製糸所・尾沢製糸所で、また東筑摩郡を武井製糸所と平野製糸所で、それぞれ分け合っていたことになる。片倉の長野県内所在の他の製糸工場、即ち松本製糸所、須坂田中製糸所、飯田製糸所の女工地盤については不明である。

- 188) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 189) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 190) 同上。
- 191) 同上。
- 192) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 193) 『昭和五年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績会社総務課』。
- 194) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- 195) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- 196) 高級糸市場の独占に関しては、拙稿「1930年代の片倉・郡是製糸の高級糸市場における地位」（『土地制度史学』第123号，1989年）参照。